

官報号外 昭和三十八年七月六日

○第四十三回 参議院会議録第三十三号

昭和三十八年七月六日(土曜日)

午後二時四十分開議

議事日程 第三十五号

昭和三十八年七月六日

午後一時開議

第一 永年在職議員表彰の件

○本日の会議に付した案件

第一、永年在職議員表彰の件

第一、閣税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書(日本国及びニーダー・ジーランド)の締結について承認を求めるの件

第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

の日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

第一、明治三十一年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案

第一、老人福祉法案

第一、国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

第一、戦傷病者特別援護法案

第一、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案

第一、農林漁業者等に対する資金の融通案に関する暫定措置法の適用の特例

第一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

第一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

第一、農業保険法の一部を改正する法律案

第一、船員保険法の一部を改正する法律案

第一、関越自動車道建設法案

第一、失業保険法の一部を改正する法律案

第一、船員保険法の一部を改正する法律案

第一、電力用炭代金精算株式会社法案

第一、石炭賦業整理規制臨時措置法案

第一、重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

第一、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案

第一、新住宅市街地開発法案

第一、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

第一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

一、豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法

一、昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害

一、農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、農林水産委員会

一、通信委員会

一、内閣委員会

一、法務委員会

一、農林水産委員会

一、通信委員会

一、内閣委員会

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、

朗読を省略いたします。

昨五日議長において、左の常任委員の辞任を許可いたしました。

内閣委員 小林 寛一君

秋山 長造君

農林水産委員 亀田 得治君

通信委員 亀田 得治君

内閣委員 亀田 得治君

秋山 長造君

農林水産委員 亀田 得治君

通信委員 亀田 得治君

内閣委員 亀田 得治君

秋山 長造君

農林水産委員 亀田 得治君

通信委員 亀田 得治君

内閣委員 亀田 得治君

秋山 長造君

農林水産委員 亀田 得治君

通信委員 亀田 得治君

内閣委員 亀田 得治君

秋山 長造君

農林水産委員 亀田 得治君

通信委員 亀田 得治君

内閣委員 亀田 得治君

秋山 長造君

農林水産委員 亀田 得治君

通信委員 亀田 得治君

内閣委員 亀田 得治君

秋山 長造君

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

母子栄養保障法案(藤原道子君外五名免職)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

九九九

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律
正する法律
港則法の一部を改正する法律
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法
向日本院は、積雪寒冷单作地帯振興対策審議会委員本院議員小林篤一君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。
記
參議院議員 森 八三一君
本日委員長から左の報告書が提出され
關稅及び貿易に関する一般協定の讓許の追加に関する第十議定書（日本國及びニューヨークランド）の締結について承認を求めるの件議決報告書
所得に対する租稅に関する二重課稅の回避及び脱稅の防止のための日本國とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書
所得に対する租稅に関する二重課稅の回避及び脱稅の防止のための日本國とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書
所得に対する租稅に関する二重課稅の回避及び脱稅の防止のための日本國とダニヤとの間の条約の実施に伴う所得稅法の特例等に関する法律案可決報告書

明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案可決報告書

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案可決報告書

老人福祉法案可決報告書

戦傷病者特別援護法案可決報告書

政府に対する不正手段による支詐請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案可決報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

電力用炭代金精算株式会社法案可決報告書

石炭鉱業経理規制臨時措置法案可決報告書

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

新住宅市街地開発法案可決報告書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案可決報告書

公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の
会議を開きます。
日程第一、永年在職議員表彰の件、
国会議員として在職期間二十五年に
達せられました議員小山邦太郎君に対
し、院議をもつてその功労を表彰する
こととし、その表彰文は議長に一任せ
られたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認
めます。
議長において起草いたしました同君
に対する表彰文を朗読いたします。
〔小山邦太郎君起立〕
議員小山邦太郎君 君は国会議員
としてその職にあること二十五年に
及び常に憲政のために力を尽くされ
ました
参議院は君の永年の功労に対し
こに院議をもつて表彰します
〔拍手〕
表彰状の贈呈方は、議長において取
り計らいます。
小山君から発言を求められておりま
す。この際、発言を許します。小山邦
太郎君。
〔小山邦太郎君登壇、拍手〕
○小山邦太郎君 お札を申し上げま
す。
ただいまは、私が永年在職というこ
とで、特に院議をもつて榮誉ある表彰

わいいただきました。まことに感激のき
みであります。これは、あげて先輩議員皆
のねんごろなる御指導と、同僚議員皆
様の御厚意と、そうして長きにわたり
変わらざる選舉民各位の御支援のたま
ものであります。つつしみて心より
お礼を申し上げます。(拍手)

私が初めて衆議院に議席を得ました
のは、昭和三年普選第一回の時であり
ました。とともに私は政治をもつて立
とうと心がけたものでなく、大正十二
年に推されて地方自治に關係を持ちま
したのが縁であります。あの立ちおくれ
た地方産業経済並びに文化の向上發
展をはかるためには、どうしても中央
政治のあり方に真剣に訴えなければな
らない数多いものがあることを痛感し
たしたからであります。その後、連續
十八年、仕合せにも与野党議員各位の
御協力を得まして、一歩々々と目的に
近づいたとは思いますものの、かつ
てない大戦による敗戦の慘禍をまのあ
たりにいたし、議員としての責任の輕
からざるを思い、終戦の詔書を挙げる
とともに、郷里に歸り、選舉民におわ
びをいたして政治生活を離れました。

自來謹慎十有余年、その間に國力は
驚くべき發展をいたしました。けだし
國民のみなみなならぬ努力と、政治
施策のおむね妥當であつたことから
でありますよう。しかしながら、殘念
なことには、かねてより憂いといたし
ものある傾向を見るに至り、まことに
不肖ではござりますが、再び參議院
も、また事業規模の大小の間にも、そ
この点であるということで力をいたし

幸いにして、このたびは、議会全員のお力によって、中小企業基本法も通過をいたし、昨日の討論によりましても、各派各党とともに、これが具体的施策の推進に熱意あるものを感じましたことは、まことにありがたいこととして、私もこの上とも勉強を重ね、國民の期待に沿いたい覚悟でござります。

この願いと決意とを、そうしてお礼を申し上げる間に、私の心底にぬぐうてぬぐい去ることのできない悩みは、最近における議会運営のその様相であります。はなはだ言い過ぎるかもしれませんのが、私は決して何人をも責めらるものではございません。みずから省みて、國權最高の機関であるその議会がこの状態を續けて、はたして国民の信頼を買つことができるか、希望をつなぐことができるか。もし大衆が議会に信頼を失い、これに希望を捨てたとき、国家の将来は一体どうなつていいであろうか。これと思ひますれば、真に憂慮にたえません。この際この時こそ、お互におのれをむなしゆうし、虚心なんかい、改むべきものあらばこれを改め、既定の法則といえども改新にためらうことなく、一たん衆議院にて決定の上は断じてこれを守るべきは確めて、これはもはや政策を超越した議会であります。詳しいことは存じ上げませんが、衆によつて決しましたるそのルールは、私は渝をかけてもそれを守り抜くことが、この主義徹底の大問題と思ひます。詳しいことは存じ上げませんが、衆によつて考へます。どうか改むべきは確めて、

これを守り、円滑なる運営によりて議会の信用を高めたいものと存し、ここにその覚悟を申し上げて、お力添えを願う次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君)　この際、日程に追加して、

四

及びニュー・ジーランド）の締結について承認を求めるの件、
所得に対する租税に関する二重課税

所得税に対する租税に関する二重課
税の回避及び脱税の防止のための日本
国とマラヤ連邦との間の条約の締結に
ついて承認を求めるの件、

(「いずれも衆議院送付）
以上三件を一括して議題とする」とい
に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認め
めます。まず、委員長の報告を求めま
す。外務委員長岡崎真一君。

四

【審査報告書は都合により追録に

関税及び貿易に関する一般協定書の譲許の追加に関する第十議定書（日本国及びニーヨー・ジーランドの締結について承認を求める件を右は本院において承認することを議決した。）よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年七月一日

衆議院議長 淸瀬 一郎
參議院議長重宗雄三殿

關稅及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書(日本国及びニューギーランド)の締結について、日本国憲法第七十三条に基づき、國第三号ただし書の規定に基づき、國会の承認を求める。

3
2
交渉締約国に関する譲許表は、
当該交渉締約国がこの譲定書に署名した後、一般協定の締約国固有（以下「締約国団」という。）の書記局長（以下「書記局長」という。）が當該交渉締約国からその譲許表に含まれる譲許を適用する意思の通告を受領した日の後三十日目の日本又はそのような通告を行なう交渉締約国が指定する一層早い日に効力を生ずるものとし、その譲許表に含まれる譲許は、その譲許表に別段の定めがない限り、その日以後力を生ずる。

(c) 諸記の譲許のうち停止され
又は撤回された譲許は、それについて最初に交渉した締約国が受け行ならずの通告を書記局長が受領した日の後三十日日の日からは、適用しなければならない。
4 (a) 一般協定第二条1中同協定の日本に言及する場合において、この議定書に附属している締約国が譲許表に定める譲許の対象となるつてゐる各產品で一千九百六十二年九月十八日に当該締約国に於ける一般協定の譲許表の全部に定める譲許の対象となるつてゐなかつたものについては、その日付をこの議定書の日付

関税率 表番号	品 名	税率
〇二〇	鶏肉	
(第〇一〇四)		
〇一〇		
〇一〇		

該当するものはない。	物のうち、生の冷凍のものに限る。
第二部 特惠関税率表	一〇%

(附屬書中第三十八表以外の事項は省略)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを要す
決した。
よつて国会法第八十三条により送呈する。

昭和三十八年七月一日

衆議院議長 淸瀬重宗 雅三殿

(c) 前記の譲許のうち停止され
又は撤回された譲許は、それに
ついて最初に交渉した締約国が受
行なら2の通告を書記局長が受
領した日の後三十日目の日から
は、適用しなければならない。

(a) 一般協定第二条1中同協定の
日付に言及する場合において、
この譲定書に附属している締約
国の譲許表に定める譲許の対象とな
つておる各產品で千九百三
十二年九月十八日に当該締約國
に関する一般協定の譲許表の同
じ部に定める譲許の対象とな
つていなかつたものについては、
その日付をこの譲定書の日付と
読み替えて、適用する。

(b) 一般協定第二条6(a)中同協定
の日付に言及する場合において、
この譲定書に附属する譲許
表については、その日付をこの
譲定書の日付と読み替えて、
用する。

(a) この譲定書は、書記局長に宣
託するものとし、交渉締約國
より署名その他の方法で受諾さ
れるため、開放される。

(b) 書記局長は、すみやかに、
般協定の各締約国に対し、こ
の譲定書の認証副本を送付し、
た。この譲定書への各署名及
2の各通告を通告するものと
して、この譲定書の日付は、千九百
十三年一月二十八日とする。こ
の譲定書の規定は、2及び3の規
定にて、この譲定書の日付は、千九百
十三年一月二十八日とする。

5 (a) この認定書は、書記局長にて
用する。
(b) 訂するものとし、交渉締約国に
より署名その他の方法で受諾さ
れるため、開放される。

書記局長は、すみやかに、
般協定の各締約国に対し、こ
との認定書の各署名及
て、この認定書への各署名及
2の各通告を通告するものと
る。

この認定書の日付は、千九百
十三年一月二十八日とする。こ
議定書の規定は、2及び3の規
に従つて効力を生ずる。

2の各通告を通告するものとする。

ジエネーヴにおいて、この議定

大日本帝国憲法

昭和三十八年七月六日 參議院会議録第三十三号

議事日程追加の件 權利及び貿易に関する一般
ンド)の締結について承認を求めるの件外二件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約を回避し及び脱税を防止するためを回避し及び脱税を防止するためを希望して、そのため、次のとおりそれぞれの権委員を任命した。

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

三十三号　關稅及び貿易に關する一
承認を求めるの件外二件

と實質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後にいずれの一方の締約国において謀されるものについても、また、適用する。

第一条

(a) 「日本國」とは、地理的意味で用いる場合には、日本國の租稅に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「タイ」とは、タイ王國をいう。

(c) 「一方の締約國」及び「他方の締約國」とは、文脈により、日本國又はタイをいう。

(d) 「日本國の租稅」とは、所得税及び法人税並びに第一条2にいう所得又は利得に対するその他の租稅で、これらの租稅と實質的に同様の性質を有するものをいい、「タイの租稅」とは、所得税及び第一条2にいう所得又は利得に対するその他の租稅で、これらの租稅と實質的に同様の性質を有するものをいう。

(e) 「租稅」とは、文脈により、日本國の租稅又はタイの租稅をいう。

(f) 「日本の法人」とは、日本國の法律により設立された会社その他の法人又は日本國の租稅に関する法律により設立された会社その他の法人として取り扱われる法人又はタイの法律により設立

(ii) 及びニュー・ジーランドの締約を採取する場所を含む。

(aa) 一方の締約国の企業は、次に恒久的施設を有するものとされる。

(bb) 当該他方の締約国において、建設、すえ付け若しくは組立ての工事又はこれらに類する工事を行なう場合で、当該他方の締約国において、第十条²にいう能人との業務を提供する事業を行なう場合

他 方の締約国において、物品又は商品の加工のためではなく、もつばらそれらの物品若しくは商品の購入若しくは展示のために単なる貯蔵施設を使用し、又はそのために事業を行なう一定の場所を保有することは、恒久的施設を有することとはならない。

(iv) 一方の締約国内で他方の締約国の企業のために又はこれに代わつて行動する者は、次の場合にのみ、当該一方の締約国内における当該企業の恒久的施設とされる。

(aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業のために又はこれに代わつて契約を協議し及び締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために又はこれに代わつてもっぱら物品又は商品を購入することに限られる

(b) 人的役務(自由職業を含む。)に
に源泉がある所得として取り扱う。
対する報酬又は利得は、それらの
報酬又は利得が支払われる役務が
行なわれた締約国内に源泉がある
所得として取り扱う。また、一方
の締約国の企業が運用する船舶又
は航空機において行なわれた役務が
は、当該船舶又は航空機がもっぱ
ら又は主として他方の締約国内の
隔地間に運用されていない限り、
当該一方の締約国において行なわ
れたものとみなす。

(a) の控除の適用上、第六条2
若しくは第七条3の規定又はタ
イの千九百六十二年（仏曆二千
五百五十五年）の産業投資奨励法第
十九条④及び第三十五条の規定
に基づき軽減され又は免除され
たタイの租税の額は、納付され
たものとみなす。もつとも、日
本国の租税から控除される際に
考慮される千九百六十二年（仏
曆二千五百五十五年）の産業投資奨
励法の前記の規定に基づく免除
は、この条約の署名の日に有効
である同法の規定に基づき与え
られる特典の範囲をこえないも
のとする。

(c) この項の適用上、「日本国」
「租税」には、住民税を含む。

3 日本国内に源泉があり、かつ、
日本国及びタイの両国において租
税を課される所得について、日本
国の法令に基づき、かつ、この条
約の規定に従つて、直接又は源
泉徵収により、タイの居住者によ
つて納付される日本国の租税の額
は、その所得について納付される
タイの租税から、タイの租税が課
される全所得に対するその所得の
割合をタイの租税の額に乗じて得
た額を限度として、控除されるも
のとする。その全所得の決定上、
いずれの国において生じた損失
も、考慮に入れないとする。

基づいて行政の通常の運営において入手することができるものを交換することができる。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、租税の賦課及び徵収に関与し、又はこれらに關する異議についての決定に關与する者（裁判所を含む。）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。營業上、事業上、産業上又は職業上の秘密を明らかにするような情報は、交換してはならない。

2 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国が与える免除、輕減税率その他の特典がそれを受ける権利のない者によつて享有されることがないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を当該他方の締約国のために自國の租税と同様に徵収することができ

は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

2 この条約の実施に關する手続その他の細目は、両締約国の政府間又は権限のある当局間で協議により合意することができる。

1 一方の締約国の國民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の國民が課されており、又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり、又はそれよりも高く若しくは重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に課される租税よりも不利に課されることはない。

3 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて所有されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の一又は二以上の居住者によつて所有されているものが課されており、又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり、又はそれよりも高く若しくは重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

4 この条において「一方の締約国の國民及び「他方の締約國の國民」とは、文脈により、日本の国籍を有するすべての個人及び日本のあるすべての法人又はタイの国籍を有するすべての個人及びタイのすべての法人をいう。

5 この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(iv) 国内の雇用者が支払う報酬
 (iii) に掲げる報酬を除くほか、
 当該他方の締約国における人的役務に対する報酬又は利得で、
 いすれかの年を通じて三千マラヤ・ドル又は三十六万円をこえないもの

2 他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、当該一方の締約国に企業若しくは団体との契約に基づき、もつばら技術上、職業上又は事業上の経験を習得するため、十二箇月をこえない期間当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その経験の習得に直接関係のある役務に対する報酬については、

その個人が海外から受け取る報酬及び当該他方の締約国内において支払われる報酬の総額が、いずれかの年を通じて一万二千マラヤ・ドル又は百四十万円をこえないときは、当該他方の締約国の租税を免除される。

3 他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、当該他方の締約国と政府との取組に基づき、もつばら勉学、研究又は訓練のため、当該他方の締約国内に一時的に滞在するものについては、当該他方の締約国の租税を免除される。

(1) 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内に源泉があるものとして取り扱う。

(2) 一方の締約国（その地方公共団体を含む。）又は一方の締約国内に源泉があるものとして取り扱う。ただし、船舶又は航空機の購入に係る債務に關して支払う利子を除き、

(a) 一方の締約国の企業で両締約国外に恒久的施設を有するものが他方の締約国の居住者に対し支払う利子又は
 (b) 一方の締約国の企業で他方の締約国内に恒久的施設を有するものが支払う利子

(7) 不動産からの所得（不動産の譲渡によって生ずる収益を含む。）及び鉱山、油井、採石場その他天然資源を採取する場所の運用に関する使用料は、当該不動産、鉱山、油井、採石場その他の天然資源を採取する場所が存在する締約国内に源泉があるものとして取り扱う。

(8) 人の役務（自由職業を含む。）に対する報酬又は利得は、それらの報酬又は利得が支払われる役務が受け入れた預金）に関するものと見て取り扱う。また、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機において行なわれた役務は、当該船舶又は航空機がもつばら又は主として他方の締約国内の隔地間に運用されていない限り、当該一方の締約国において行なわれたものとみなす。

4 1、2及び3の規定にかかるらず、個人がこれらの規定のうち二つ以上は、当該他方の締約国の租税を免除される。

(3) 第八条2に定義する使用料は、第八条2にいう財産が使用される締約国内に源泉があるものとして取り扱う。

1 日本国及び連邦の法令は、この条約において反対の明文の規定が設けられている場合を除くほか、いすれか一方の国において生ずる所得の課税を引き続き規制するものとする。所得に対し両締約国において租税が課されるときは、二重課税からの救済は、2及び3の規定に従つて行なわれる。

2 日本国内に源泉がある所得について、直接に又は源泉徴収により納付される日本国と連邦の租税は、連邦以外の国において納付される租税を連邦の租税から控除することに従い、

(9) (8)の規定にかかるらず、一方の締約国の法人の役員の報酬は、その所得が、日本の法人の議決権のある全株式の二十五パーセント以上を所有する連邦の法人に對してその日本の法人が支払う配当である場合には、前記の控除にあたり、その日本の法人がその利得について納付する日本国と連邦の租税を考慮に入れるものとする。

(a) 連邦内に源泉がある所得について、直接に又は源泉徴収により納付される日本国と連邦の租税を日本国と連邦の法の規定に従い、

(c) (a)の控除の適用上、日本国と連邦の法の規定に従い、

(d) (a)の控除の適用上、日本国と連邦の法の規定に従い、

(e) (a)の控除の適用上、日本国と連邦の法の規定に従い、

得税免除(法第二十条の規定に基づき免除を受ける配当を受け取る場合には、同法の規定に基づき免除された連邦の租税の額は、日本国の納税者によつて納付されたものとみなす。)

(d) (b) 及び(c)の規定の適用上、日本国(の租税から免除される際に考慮される連邦の千九百五十八年の創始産業(所得税免除)法の規定に基づく免除は、この条約の署名の日に有効である法の規定に基づき与えられる免除の範囲をこえないものとする。

(e) 3の規定の適用上、「日本国」には、住民税を含むものとする。

第十五条

両締約国の課税当局は、この条約の規定の実施、租税に関する詐欺の防止又は脱税に対するための法規の実施に必要な情報(両締約国その他の税法に基づいて入手することができるもの)を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、租税の賦課及び徴収に関する異議についての決定に關する者(裁判所を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。營業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

第十六条

1 一方の締約国の市民又は国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の市民又は国民は、日本国において、同様の税を含むことある租税又はこのと/orは課されることがある。

4 この条において「市民又は国民」とは、次のものをいう。

(a) 連邦においては、

2 この条約は、批准書の交換の日

に効力を生じ、かつ、

日本国においては、

附 則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条から第四条までの規定中所得税法第十七条第一項及び第十一条第二項の規定に係る部分は、

八条第二項の規定に係る部分は、

この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき

第二条に規定する配当、第三条に規定する利子又は第四条に規定す

る使用料若しくは所得について、

第二条から第四条までの規定中所

得税法第四十一条第一項及び第二

項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当、利

子又は使用料若しくは所得でこの

法律の施行の日以後に支払われる

ものについて適用する。

3 第五条の規定は、この法律の施

行の日の属する年の一月一日(同

条第一項に規定する者が法人であ

る場合には、当該法人の同日以後

に最初に開始する事業年度の開始

の日)以後に支払を受けるべき同

条第一項に規定する所得について適用す

る。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課

税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に

関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十一条により送付

する。

昭和三十八年七月四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長重宗雄三殿

所得に対する租税に関する二重課

税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に

関する法律案

所得に対する租税に関する二重課

税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に

関する法律案

所得に対する租税に関する二重課

税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に

関する法律案

(越巻)

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に

関する法律案

第一条 この法律は、所得に対する

租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とマラ

ヤ連邦との間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税

法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に対する源泉徴収に係る所

得税の特例)

第二条 所得税法第一条第二項の規

定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人(同条第七

項の規定により法人とみなされる者である)(以下「連邦の居住者」という。)が支払を受ける条約社団又は財團を含む)で条約第二

条第一項(に規定する連邦の居住者であるもの(以下「連邦の居住者」という。))が支払を受けるべき同

第七条第一項本文に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にあ

るもの)が支払を受けた場合に

ある。 条約第二条第一項に(1)規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一

条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中

「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第七条第一項ただし

書の規定に該当するものに対する同法第十八条第二項又は第四十一

条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中

「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配

當のうち条約第七条第一項ただし

書の規定に該当するものに対する同法第十八条第二項又は第四十一

条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中

「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する配当に対する所得税額をその支

付けるべき金額の百分の十五

(同項ただし書に規定する配当に

対する所得税額について、百分

(十)に相当する金額以下とする

他の法律の規定の適用を妨げな

い。

(配当に対する申告納税に係る所

得税等の軽減)

第三条 所得税法第一条第八項第一

号又は法人税法第一条第四項第一

号及び第十八条第二項の規定に

係る部分は、この法律の施行日の

属する年の一月一日以後に支払を

受けるべき第二条第一項に規定す

る配当について、同条中所得税法

2 前項に規定する所得税額又は法

人税額のうち当該所得に對応する

部分の金額は、当該所得の生じた

年分又は事業年度分につき、同項

の規定の適用がないものとして計

算した場合における所得税額又は

法人税額に相当する金額から、当

該所得が生じなかつたものとして計

算した場合における所得税額又は

法人税額に相当する金額を控除

して得た金額とする。

3 前項に規定する所得税額又は法

人税額のうち当該所得に對応する

部分の金額は、当該所得の生じた

年分又は事業年度分につき、同項

の規定の適用がないものとして計

算した場合における所得税額又は

法人税額に相当する金額から、当

該所得が生じなかつたものとして計

算した場合における所得税額又は

法人税額に相当する金額を控除

して得た金額とする。

4 前項に規定する所得税額又は法

人税額のうち当該所得に對応する

部分の金額は、当該所得の生じた

年分又は事業年度分につき、同項

の規定の適用がないものとして計

算した場合における所得税額又は

法人税額に相当する金額から、当

該所得が生じなかつたものとして計

算した場合における所得税額又は

法人税額に相当する金額を控除

して得た金額とする。

5 前項に規定する所得税額又は法

人税額のうち当該所得に對応する

部分の金額は、当該所得の生じた

年分又は事業年度分につき、同項

の規定の適用がないものとして計

算した場合における所得税額又は

法人税額に相当する金額から、当

該所得が生じなかつたものとして計

算した場合における所得税額又は

法人税額に相当する金額を控除

して得た金額とする。

6 前項に規定する所得税額又は法

人税額のうち当該所得に對応する

部分の金額は、当該所得の生じた

年分又は事業年度分につき、同項

の規定の適用がないものとして計

算した場合における所得税額又は

法人税額

明治三十二年発行の英貨公債を償

還する等のため発行する外貨公債

に關する特別措置法案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○佐野廣君 拍手

ただいま議題となりま

た三法律案につきまして、その内容、

委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

ます、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

先ほど、わが国とタイ及びマラヤ連邦との租税条約が別途本院でそれぞれ承認せられております。

二法案は、この条約に規定されており、それ所要の措置を講じようとするものについて、それを所要の措置を講じようとするものであります。

委員会の審議におきましては、租税条約の両国に与える恩恵、二特例法とアメリカに対する特例法との比較、マレーシア連邦結成の日近い現在、マラヤと租税条約を急ぐ理由等について質疑がありましたが、詳細は会議録に記載されています。

次に、明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行の外貨公債に関する特別措置法案について申し上げます。

わが國は、明治三十二年一千万ポンドの英貨公債を発行いたしましたが、この公債は本年十一月末をもって償還期限が到来する予定でございます。

政府は、日英経済交流の推進、海外起債市場開拓等の見地から、かねてより英國政府に対し、この公債の借り入れを打診してきましたのでございますが、先般、英國大蔵当局より原則的同意を

得ましたので、今後発行条件等について具体的な交渉に入ることとなつたものでございます。

しこりして、本案は、借りかえのため発行される外貨公債につきましても、一般の外貨公債と同様の取り扱いをするのが国際慣行となつておりますので、今国会においてさきに成立いたしました外貨公債の発行に関する法律を適用し、公債を紛失した者に対する再発行、利子に対する非課税措置等、所要の措置を講じようとするものでございます。

委員会の審議におきましては、戦時中行なわれた外貨債処理の経緯、内債及び外貨公債に対する政府の基本的考え方、民間外貨債に対する政府の方針、貿易外収支の赤字問題、借りかえ発行の具体的な交渉に臨む政府の態度等について質疑がございましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、
老人福祉法案、
国民年金法及び児童扶養手当法の一
部を改正する法律案、

出
政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

〔審査報告書は都合により追録に提出され、委員長の報告を求めます。社会労働委員長鈴木強君。〕

〔掲載〕

以上御報告申し上げます。(拍手)

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付を昭和三十八年六月十四日

昭和三十八年六月十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

老人福祉法案

(小字及び
は衆議院修正)

目次

第一章 総則(第一条~第九条)
第二章 福祉の措置(第十一条~第十三条)
第三章 老人福祉施設(第十四条~第十六条)
第四章 費用(第二十一条~第二十八条)

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、
老人福祉法案、
国民年金法及び児童扶養手当法の一
部を改正する法律案、

第五章 雜則(第二十九条~第三十二条)

第六章 都道府県、市及び福祉事務所(社会福祉事業法昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)

第七条 福祉事務所は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の指揮監督を受けて、主として次の業務を行なう所員として、社会福祉事務所の所員に対し、老人の福祉に関する技術的指導を行なうこと。

二 次条第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行なうこと。

（保健所）

第八条 福祉事務所は、この法律の施行に關し、主として、次の業務を行なるものとする。

一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 老人の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと。並びにこれらに付随する業務を行なうこと。

第八条 保健所は、老人の福祉に關し、主として、次の業務を行なうものとする。

- 一 老人の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
二 老人の健康相談に応じ、又は保健指導を行なうこと。

三 老人福祉施設に対する栄養の

改善その他衛生に関し、必要な
助言を与えること。

去聿第百九十九号

委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

卷之五

第十条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住地を有する六十五歳以上の者に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生大臣が定める方法により健康検査を行なわなければならない。

但し、前回の結果より必要力がなると読み

るときは、その健康診査を受けた者に対して、必要な指導を行なわなければならない。

の市長を除く。」が第一項の建康診

市田井長（伊藤寅吉を評價する市
の市長を除く）が第一項の健康影
査に關し指導、助言その他の協力
を求めたときは、これに協力しな
ければならない。

(老人ホームへの収容等)

第十一條 都道府県知事、市長及び
福祉事務所を管理する町村長は、

一 六十五歳以上の者又はその者と同一の措置をとらなければならぬ者とし、これを現に養護する者(以下「養護者」といふ)を社会福祉主義指導させること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は理屈上理由及び經濟的理由により居宅において養護を受ける事が困難なものを当該地方公共体の設置する養護老人ホームに収容し、又は当該地方公共体以外の者の設置する養護老人ホームに収容を委託する事。

三 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい欠陥あるために常時の介護を必要しきつて、居宅においてこれが受けられることが困難なものと当地方公共団体の設置する特別養護老人ホームに収容し、又は該地方公共団体以外の者の設する特別養護老人ホームに収容を委託すること。

四 六十五歳以上の者であつて、養護者がないか、又は養護者があつてもこれに養護されることを希望する者であつて、都府県知事、市長又は福徳事務を管理する町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ)に託すること。

2 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、六十五歳未満の者についても、その者の老齢が著しいとき、その他その者の福祉のために特に必要があると認めるとときは、前項各号の措置をとることができる。

3 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、前二項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに収容し、若しくは収容を委託し、又はその義務を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行なう者がないときは、その葬祭を行ない、又はその者を収容し、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行なうことを委託する措置をとることができる。

4 第一項及び第二項に定める措置は、居住地を有する者について、は、その居住地を管轄する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない者について、は、その現在地を管轄する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書きの規定により収容されている者については、その者が收容前に居住地を有した者であるときは、その居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行なうものとする。ただし、第一項第二号若くは第三号又は生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書きの規定により収容され

は市町村長が、その者が収容前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた者であるときは、収容前ににおけるその者の所在地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行なうものとする。

5 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、第一項から第三項までの規定による措置に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

6 福祉事務所を設置しない町村の長は、当該町村の区域内に居住地を有する者に対する福祉の措置について、都道府県知事又は福祉事務所長が行なう第一項から第三項までに規定する事務に協力しなければならない。

(老人家庭奉仕員による世話)

第十二条 市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、身体上又は精神上の障害がある老人の家庭を営むのに支障がある老人の家庭に老人家庭奉仕員（老人の家庭を訪問して老人の日常生活上の世話をを行なう者をいう。）を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる。

(老人福祉の増進のための事業)

第十三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するため、教養講座、レクリエーションその他ひろく老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行なう者に対し、適当な援助をするよう努めなければならない。

第三章 老人福祉施設

(施設の種類)

第十四条 老人福祉施設の種類は、次のとおりとする。

- 一 義護老人ホーム
- 二 特別義護老人ホーム
- 三 軽費老人ホーム
- 四 老人福祉センター

5 義護老人ホームは、第十一条第二項第二号の措置を受けた者を収容し、義護することを目的とする施設とする。

6 特別義護老人ホームは、第十一一条第一項第三号の措置を受けた者を収容し、義護することを目的とする施設とする。

7 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人に収容し、給食その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(前二項に定める施設を除く。)とする。

8 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に對して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

(施設の設置)

9 第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。
市町村及び社会福祉法人は、厚生省令の定めるところにより、都

道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

3 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

(廃止又は休止)

第十六条 市町村及び社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の時期について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(施設の基準)

第十七条 厚生大臣は、中央社会福祉審議会の意見を聞き、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、基準を定めなければならない。

(報告の徴収等)

第十八条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホームの長に対し、必要な認可を受けるべき事項の報告を求め、又は当該職員に実地につき監督させることができる。(改善命令等)

第十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームがこの法律若しくはこれに基づいてする処分に違反したと

き、又は第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第二項の規定による認可を取り消すことができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分を行なう場合には、当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えるなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに特徴及び運営について、基準を定めなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホームの長に対し、必要な認可を受けるべき事項の報告を求め、又は当該職員に実地につき監督させることができる。(改善命令等)

(施設の受託義務)

第二十条 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、第十二条の規定による取扱いの委託を受けたときは、正當な理由がない限り、これを拒んではならない。

(市町村の支弁)

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十二条及び第十三条の規定による費用

より市町村長が行なう措置に要する費用

二 市町村が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置に要する費用

三 都道府県が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置に要する費用

四 都道府県の支弁とする。

一 第十二条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用

二 都道府県が設置する養護老人ホームの設置に要する費用

三 都道府県、市及び福祉事務所に要する費用

一 第十二条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用

の四分の一を負担するものとする。

2 都道府県は、前項に規定するものほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

3 第二十二条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十二条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用

は、第十二条第三項の規定により葬祭の措置をとる場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を充てしてその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対し優先権を有する。

3 第二十三条 都道府県、市及び福祉事務所に要する費用

一 第十二条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用

は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を充てしてその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用による措置に要する費用に充て、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を充てしてその代金をこれに充てることができる。

3 第二十四条 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村又は都道府県知事又は市町村長が第十二条の規定により収容を委託した場合においては、その委託に要する費用に充てて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

4 第二十五条 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

一 第十二条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用

は、第十二条第三項の規定により葬祭の措置をとる場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を充てしてその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対し優先権を有する。

3 第二十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村又は都道府県知事が第二十二条又は第二十二条の規定により支弁する費用のうち、第十条に規定する措置に要する費用については、その三分の一を、第十一条に規定する措置に要する費用についてはその三分の一を、第十一条の規定により支弁する費用についてはその十分の八を、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用についてはその三分の一を負担するものとする。

一 第十二条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用

は、第十二条第三項の規定により葬祭の措置をとる場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を充てしてその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の規定による措置に要する費用に充てて、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

3 第二十七条 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長

は、第十二条第三項の規定により葬祭の措置をとる場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を充てしてその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対し優先権を有する。

3 第二十八条 第十二条及び第十三条の規定による措置に要する費用に充てて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

一 第十二条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用

は、第十二条第三項の規定により葬祭の措置をとる場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を充てしてその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対し優先権を有する。

3 第二十九条 有料老人ホーム(常時十人以上の老人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないものをいう。以下同じ)を設置した者は、その事業の開始の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府

は、第十二条第三項の規定により葬祭の措置をとる場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を充てしてその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対し優先権を有する。

3 第三十条 有料老人ホーム(常時十人以上の老人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないものをいう。以下同じ)を設置した者は、その事業の開始の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号の三の次に次の二号を加える。

委託及び葬祭並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに要する経費

第十条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

の一号を加える。
五十二の六 老人福祉法（昭和三十八年法律第一号）の定めるとところにより、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について基準を定めること。
第十二条第九号の次に次の一号を加える。

۱۰

第二十九条第一項の表の種類の欄中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に、「中央身体障害者福祉審議会」を「身体障害者福祉審議会」に改める。
(身体障害者福祉法の一部改正)
第十一條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会」を「厚生省に附屬機関として、身体障害者福祉審議会(以下「審議会」という。)」に改め、

同条第一項及び第三項を削り、同条第四項及び第五項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同条中第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同条第八項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、又は地方身体障害者福祉審議会を「審議会」に改め、同項を同条第五項とする。

第七条第一項中「中央身体障害者福祉審議会は」を「審議会は」、「に改め、「地方身体障害者福祉審議会は委員二十人以内で」を削り、同条第二項中「前項の各審議会において、」を削り、「必要があるときは、」の下に「審議会に」を加え、同条第三項中「官吏又は吏員」を「職員」に改め、「又は都道府県知事」を削る。

第八条中「身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第十五条第二項中「地方身体障害者福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改め、同条第十一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第二十五条第四項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第二十八条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

2 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。第八十四条の二の次に次の二条を加える。

第八十四条の三 老人福祉法（昭 例）

和三十八年法律第一号) 第十一条の規定により養護老人ホー

ム又は特別養護老人ホームに収容されている者に対する保護に

については、その者がこれらの施設に引き続き収容されている間、たゞ若く、第三二条第一項

間、名の者に、第三十一条第一項
ただし書の規定により収容され
て、するものとみなして、第十九

(地方税法の一部改正) 条第三項の規定を適用する。

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次

第七十三条の四第一項第四号の
ように改正する。

中「児童福祉施設」の下に、「老人福祉法（昭和三十八年法律第号）による老人福祉施設」を加え

第三百四十八條第二項第十号中
る。

「児童福祉施設」の下に、老人福祉法による老人福祉施設」を加え

(社会福祉事業法の一部改正)

次のように改正する。

「二年法律第百六十四号」の下に、老人福祉法(昭和三十八年法)

律第一号)」を加える。

第一二条第二項第一号中「養老施設、」を削り、同項第二号の次に次の二の二を加える。

二の二 老人福祉法にいう養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

第二条第三項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 老人福祉法にいう老人福祉センターを経営する事業

第六条第一項中「社会福祉審議会」を「厚生省に附屬機関として、中央社会福祉審議会」に改め、同条第二項中「社会福祉審議会は、厚生大臣の監督に属し」を「中央社会福祉審議会は厚生大臣の、地方社会福祉審議会は都道府県知事又は指定都市の長の監督に属し」と改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）を審議するため、都道府県及び市町村審議会を開催するため、都道府県及び市町村社会福祉審議会は、中央社会福祉審議会は厚生大臣の、地方社会福祉審議会は都道府県知事又は指定都市の長の監督に属し」という。に地方社会福祉審議会を開設する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

4 中央社会福祉審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第七条第二項中「委員の総数の三分の一以内の」を削る。

定める扶養義務者で当該受給権者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族が五人である場合には、給与所得の収入金額六十万円につき同法第九条第一項の規定により計算した額以上であるとき、その他の場合には、その額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十六条第三項中「所得につき所得税法の規定により計算した同年分の所得税額が、前項の規定に基づく政令で定める金額」を「所得が、前項の規定に基づく政令で定める額」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三项に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第六十七条第一項中「又は所得額」を削り、同条第二項第一号中「十五万円」を「十八万円」に、「義務教育終了前のもの」を「義務教育終了前のあるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」に改め、同項第二号中「所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額がある」と「当該損害を受けた年の所得が、前条第一項の規定に基づく政令で定める額をこえる」に改め、同項第三号中「所得につき、所

損害を受けた年分の所得額が、前条第二項の規定に基づく政令で定める金額を「当該損害を受けた年の所得が、前条第二項の規定に基づく政令で定める額」に改め、同条第三項中「例による」を「例により」、前項第二号及び第三号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項から第三項までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例によることに改める。

第七十九条の二第三項中「一万二千円」を「一万三千二百円」に改め、同条第六項中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める。

第七十九条の四第一項中「義務教育終了前のもの」を「義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」に改める。

第八十三条第二項を削る。

附則第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 被保険者（第七条第一項又は附則第六条第一項の規定による被保険者を除く。）が、第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後号に該当しなくなつたときは、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができることに、ただし、その者が、日本国

2 前項の申出は、第七条第二項
第一号に該当しなくなつた日から起算して三箇月以内に行なわなければならぬ。
3 第一項に規定する被保険者は、第七十八条第一項に規定する老齢年金の裁定の請求をしたときは、被保険者の資格を喪失する。

4 第七十五条第三項から第五項まで及び前条第三項の規定は、第一項に規定する被保険者について準用する。この場合において、第七十五条第五項第四号中「被保険者期間」とあるのは、「昭和三十六年四月一日以降の通算対象期間を合算した期間」と読み替えるものとする。

附則第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 第三十七条第一項又は第四十一条の二第一項に規定する母子年金又は準母子年金が、第四十一条第二項（第四十条の三第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその額の一部につき支給を停止されるべき場合において、停止されない部分の額が一万五千六百円（第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹が二人以上あるときは、一万五千六百円にその子、孫又は弟妹のうち一人を除いた子、

孫又は弟妹一人につき四千八百円を加算した額とする。以下同じ)未満であるときは、第四十一条第二項の規定にかかるわらず、当分の間、一万五千六百円に満たない額に相当する部分の支給の停止は、行なわない。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「者」の下に「又は二十歳未満で別表第一号から第八号までに定める程度の廃疾の状態若しくは内科的疾患に基づかない同表第九号に定める程度の廃疾の状態にある者」を加え、同条第三項中「事实上婚姻関係と同様の事情にある者」の下に「を含み、「父」には、母が児童を懷胎した當時婚姻の届出をしていないが、その母と事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を加える。

第四条第二項第四号中「法律第九十六条号」を「法律第一百九十一号」に改め、同項第七号中「(母が当該児童を懷胎した當時婚姻の届出をしていないがその母と事实上婚姻関係と同様の事情にあつた配偶者)」を削り、同項第八号中「配偶者」の下に「(別表に定める程度の廃疾の状態にある父を除く。)」を加える。

第五条中「八百円」を「千円」に、「一千四百円」を「一千七百円」に改める。

第九条第一項中「十五万円」を「十八万円」に改め、同条第二項を削る。

第十条から第十二条までを次のよう改める。

第十一条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の配偶者の前年 の所得が、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)に規定する二年法律第二十七号)により計算した場合に所得税が無及び数に応じて、同法第十二条の八、第十一項の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第十九条第一項第五号に規定する給与所得の最高額を基準として政令で定める額をとえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十二条 母に対する手当は、その母の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族が五人である場合に、その他の場合には、給与所得の収入金額六十万円につき同法第九条第一項の規定により計算した額以上であるとき、その他の場合には、その額を基準として控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、支給しない。

第十三条 育児者に対する手当は、その育児者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその親族が五人である場合には、給与所得の収入金額六十万円につき同法第九条第一項の規定により計算

この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和三十八年九月以降の月分の児童扶養手当（以下「手当」という。）について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

（手当の支給制限に関する経過措置）

この法律による改正後の児童扶養手当法第九条から第十二条まで及び第十三条第二項の規定は、昭和三十七年以降の年の所得による支給の制限について適用し、昭和三十六年の所得による支給の制限については、なお従前の例によること。

前項の場合において、昭和三十八年八月以前の月分の手当についての昭和三十七年の所得による支給の制限については、この法律による改正後の児童扶養手当法第九条中「十八万円」とあるのは「十五万円」と、同法第十一条及び第十二条中「六十万円」とあるのは「五十万円」と、それぞれ読み替えるものとする。

（手当の支給に関する経過措置）

この法律の施行の際にこの法律による改正前の児童扶養手当法の規定による手当の支給要件に該当するものが、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に児童扶養手当法第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する

15 る手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月の翌月から始める。

この法律の施行の際現に手当の支給を受けている者が、二十歳未満で児童扶養手当別表第一号から第八号までに定める程度の廃疾の状態又は内科的疾患に基づかない同表第九号に定める程度の廃疾の状態にある者（この法律による改正前の同法第三条第一項に規定する児童を除く。）を監護し、又は養育している場合における手当の額の改定は、その者が、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に、改定後の額につき認定の請求をしたときは、同法第八条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に属する月の翌月から行なう。

第四章 罰則（第三十條—第三十

三
采

第二章

第一条 この法律は、軍人軍属等であつた者の公務上の傷病に關し、國家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行なうことを目的とする。

第二条 この法律において「戦傷病者」とは、軍人軍属等であつた者が第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けているものをいふ。

この法律において「軍人軍属等」とは、次の各号に掲げる者をいふ。
い、「公務上の傷病」とは、次の各号に掲げる軍人軍属等につきそれをそれ当該各号に規定する負傷又は

一 恩給法の一部を改正する法律

（昭和二十二年法律第三十一号）
による改正前の恩給法（大正十

二年法律第四十八号) (以下「改正前の恩給法」という。) 第二十

一条に規定する軍人又は準軍人（陸軍及び海軍の陸士後てお）、

(陸軍) 乃て海軍の廻上後における未復員の状態にある者を含む。

む、生着の三日食修で新規（恩給法の規定により公務による負担又は疾病とみなされるふ

の負傷者は幾十人、死傷者も何人かいた。そのうちの多くは、軍人たる特別の及び軍人又は準軍人たる特別の事情に關連して生じた不慮の

の事例は國道上に生じた累々の災難による負傷又は疾病で援護審査会において公務による負傷

客室会に於いて、全般に、三食作
又は疾病と同視すべきものと認
決したものと含む。

卷之三

の改正前の恩給法第十九条に規定する公務員若しくは公務員に準すべき者（前号に掲げる者に該当する者を除く。又は戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件（明治三十八年勅令第四十三号。以下この号において「文官補闕の件」という。）に規定する文官（陸軍及び海軍の廃止後において未復員（文官補闕の件に規定する文官にあっては、海外からの未帰還を含む。）の状態にあるこれらの人を含む。）昭和十二年七月七日以後における公務による負傷又は疾病（恩給法の規定により公務による負傷又は疾病とみなされるもの及び公務員、公務員に準すべき者又は文官補闕の件に規定して生じた不慮の災難による負傷又は疾病で援護審査会において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと認決したものと含む。）

船舶の乗組船員 戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間内及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間内における業務による負傷又は疾病

五 もとの陸軍若しくは海軍の指揮監督のもとに前四号に掲げる者の業務と同様の業務にもつぱら従事中の南滿州鉄道株式会社（南滿洲鐵道株式会社に関するこれに準ずる者 昭和十二年七月七日以後、期間を定めないで、又は一箇月以上の期間を定めて、事変地又は戦地における当該業務に就くことを命ぜられた日から当該業務に就くことを解かれた日までの期間内における業務による負傷又は疾病

六 旧國家総動員法第四条又は第五条（旧南洋群島における國家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百三十七号）及び旧關東州國家総動員令においてこれら

の規定による場合を含む）の規定に基づく被徴用者又は総動員業務の協力者 業務による負傷又は疾病

七 もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者 当該戦闘に因する基づく負傷又は疾病

八 昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基づいて組織された国民義

勇隊の隊員 業務による負傷又は疾病

昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根

本方策に関する件に基づいて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員

昭和二十年八月九日以後における業務による負傷又は疾

病 十 旧特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)

第一条に規定する特別未帰還者 昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間内における自己の責に帰することができない事由による負傷又は疾病で厚生大臣が前各号に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認めたも

十一 日本国との平和条約第十一 条に掲げる裁判により拘禁された者 当該拘禁中における自己の責

由による負傷又は疾病で厚生大臣が第一号から第九号まで規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認めたもの

十二 日本国との平和条約第十一 条に掲げる裁判により拘禁され

た者 当該拘禁中における自己の責

由による負傷又は疾病で厚生大臣が第一号から第九号まで規定する負傷又は疾病と同視する

十二 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

十三 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

十四 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

十五 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

十六 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

十七 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

十八 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

十九 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

二十 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

二十一 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

二十二 日本国との平和条約第十一 条に規定する負傷又は疾病と同視することを相当と認められたもの

は、その者が昭和二十年九月二日以後海外から帰還し、復員後滞在なく帰郷する場合のその帰郷のための旅行中における自己の責に帰することができない事由による負傷又は疾病は、当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

5 第二項第四号又は第五号に規定する戦地の区域及び同項同号に規定する事変地の区域並びにこれらの区域が戦地又は事変地であつた期間は、政令で定める。

(國) 地方公共団体及び国民の責務 第三条 国は、戦傷病者に対する国民の理解を深めるよう努めるとともに、戦傷病者がその傷病による障害を克服し、社会経済活動に参与しようとする努力に対し、必要な措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、前項の國の責務の遂行に協力しなければならない。

3 国民は、戦傷病者が今なお置かれている特別の状態に深く思いをめぐらし、戦傷病者がその傷病による障害を克服し、社会経済活動に参与しようとする努力に対し、政令で定める改正前のものをいう。)第三十一條第一項に規定する第一目症又は第二目症に相当する程度の障害があるものに対しても、その者の請求により、戦傷病者手帳を交付する。

2 厚生大臣は、前項の國の責務の遂行に協力しなければならない。

3 戰傷病者手帳は、日本の国籍を有しない者には、交付することができない。

4 厚生大臣は、戦傷病者手帳を交付するときは、これに第一項第一号又は第二項に規定する程度の障害の有無、その障害の程度、第一項第二号の認定の有無、当該認定に係る傷病その他政令で定める事項を記載しなければならない。

(記載事項の訂正)

第五条 戰傷病者は、戦傷病者手帳の記載事項に変更があったときは、当該戦傷病者手帳を厚生大臣に提出して、当該記載事項の訂正を受けなければならない。

2 厚生大臣は、戦傷病者手帳を厚生大臣が公務又は業務による負傷又は疾病とみなす。

3 厚生大臣は、前項の命令をするものに対し、その者の請求により、戦傷病者手帳を交付する。

4 第二項第一号から第三号までに掲げる者に該当する者について

号表ノ三に定める程度の障害がある者

2 厚生大臣は、前項の場合のはか、第二条第二項第一号に掲げる軍人又は准軍人であつた者で、当該軍人又は準軍人に係る公務上の傷病により旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号、恩給法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百四号)による改正前のものをいう。)第三十一條第一項に規定する第一目症又は第二目症に相当する程度の障害があるものに対しても、その者の請求により、戦傷病者手帳を交付する。

2 厚生大臣は、前項の場合は、公務上の傷病に該当する者であると認定する。

戦傷病者手帳の提出を命じ、当該記載事項を訂正することができる。(戦傷病者手帳の返還)

第六条 戦傷病者手帳の交付を受けた者は、第四条第一項第一号(同条第二項の規定に該当する者)については、同条同項(以下この条において同じ。)に規定する程度の障害がなくなつたとき(当該公務上の傷病につき療養の必要があるときを除く。)、又は日本国籍を失つたときは、すみやかに戦傷病者手帳を厚生大臣に返還しなければならない。

第七条 戰傷病者は、戦傷病者手帳の提出を命じ、当該公務上の傷病につき療養の必要があるときを除く。)若しくは当該公務上の傷病につき療養の必要がなくなると認めるとき(同条同項同一号に規定する程度の障害があるときを除く。)又は戦傷病者手帳を厚生大臣に返還したとき(当該公務上の傷病につき療養の必要があるときを除く。)、若しくは当該公務上の傷病につき療養の必要がなくなると認めるとき(同条同項同一号に規定する程度の障害があるときを除く。)又は戦傷病者手帳を厚生大臣に返還したとき、若しくは第七条の規定に違反したときは、その者に対し、付を受けた者が日本の国籍を失つたとき、若しくは第七条の規定に違反したときは、その者に対し、戦傷病者手帳の返還を命ずることができる。

第八条 第四条から前条までに規定するもののほか、戦傷病者手帳に規定するものとおりとする。

第七条 戰傷病者は、戦傷病者手帳を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第八条 第四条から前条までに規定するもののほか、戦傷病者手帳に規定するものとおりとする。

第九条 この法律による援護は、次のとおりとする。

第二章 援護

一 療養の給付

二 療養手当の支給

三 葬祭費の支給

四 更生医療の給付

五 術装具の支給及び修理

六 国立保養所への収容

七 日本国鉄道の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い

八 療養の給付

第九条 厚生大臣は、第四条第一項第二号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病について、政令で定める期間、必要な療養の給付を行なう。

第十一条 厚生大臣は、第四条第一項第二号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病について、政令で定める期間、必要な療養の給付を行なう。

第十二条 厚生大臣は、前項の命令をするものとおりとする。

第十三条 厚生大臣は、前項の命令をするものとおりとする。

第十四条 厚生大臣は、前項の命令をするものとおりとする。

第十五条 厚生大臣は、前項の命令をするものとおりとする。

第十六条 厚生大臣は、前項の命令をするものとおりとする。

第十七条 厚生大臣は、前項の命令をするものとおりとする。

第十八条 厚生大臣は、前項の命令をするものとおりとする。

第十九条 厚生大臣は、前項の命令をするものとおりとする。

一 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

二 薬剤又は治療材料の支給

三 痘瘍の給付の範囲

四 痘瘍又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(戦傷病者手帳の譲渡等の禁止)

六 移送

(療養の給付の機関)

第十二条 療養の給付は、厚生大臣の指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定医療機関」といふ。)において、行なうものとする。

(指定医療機関の義務)

第十三条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、療養を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、療養を行なうについて、厚生大臣の行なう指導に従わなければならぬ。

(診療方針及び診療報酬)

第十四条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないときは、並びにこれによることが適当でないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十五条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行なう前項の決定に従わなければならぬ。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに當たつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百五十九号)による不申立てをすることについて、厚生大臣の行なう指導に従わなければならぬ。

(二十号)に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十一号)による不服申立てをすることができる。

6 第一項の規定による診療報酬の額の決定においては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十一号)による不服申立てをすることができる。

(報告及び検査)

第十六条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(療養費の支給)

第十七条 厚生大臣は、第十条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急その他やむを得ない事由のため指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合において、その必要があると認めるとときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する療養費の額は、第十四条の規定により

(指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により療養費を支給するについて必要があるときは、当該療養を行なつた者又はこれを使用する者に対し、その行なつた療養に關し、報告を求め、診療録等の帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができるものとする。

4 厚生大臣は、更生医療の給付がり療養費を支給するについて必要があるときは、当該療養を行なつた者又はこれを使用する者に対し、その行なつた療養に關し、報告を求め、診療録等の帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができるものとする。

3 厚生大臣は、第一項の規定により療養費を支給するについて必要があるときは、当該療養を行なつた者又はこれを使用する者に対し、その行なつた療養に關し、報告を求め、診療録等の帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができるものとする。

(葬祭費の支給)

第十八条 厚生大臣は、引き続き一年以上病院又は診療所に収容されて第十条の規定による療養の給付

2 (前条第一項の規定による療養費の支給)

2 厚生大臣は、前項の規定により、同項に規定する金額の範囲内に對し、その者の請求によつて、葬祭に要した費用に相

3 第一項の規定による金額の範囲内に對し、その者の請求によつて、葬祭に要した費用に相

(前条第一項の規定による療養費の支給)

2 厚生大臣は、前項の規定により、同項に規定する金額の範囲内に對し、その者の請求によつて、葬祭に要した費用に相

(葬祭費の支給)

第十九条 厚生大臣は、第十条の規定による療養の給付を受けている者が当該療養の給付を行なつた者に対する葬祭費として、五千円を支給する。

2 厚生大臣は、前項の規定により葬祭費の支給を受けるべき者がなつた者に對し、その者の請求によつて、葬祭に要した費用に相

3 厚生大臣は、前項の規定により葬祭費の支給を受けるべき者がなつた者に對し、その者の請求によつて、葬祭に要した費用に相

(補装具の支給及び修理)

第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の費用を支給する場合について準用する。

4 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の費用を支給する場合について準用する。

(補装具の支給及び修理)

第二十一条 厚生大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聽覚障害、言語機能障害があり、又は政令で定める程度の肢體不自由の状態にある戦傷病者が更生するため医療が必要であると認めるときは、その者の請求によつて、必要があると認めるときには、その者の請求により、その者の請求により、盲人安兄弟姉妹とする。

(更生医療の給付)

第二十条 厚生大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聽覚障害、言語機能障害若しくは中枢神経機能障害があつて、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

(第十一条及び第十三条から第十一条までの規定は、第一項の規定による更生医療の給付について準用する。

4 厚生大臣は、更生医療の給付が困難であると認めるときは、更生医療の給付に代えて、更生医療に要する費用を支給することができる。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の費用を支給する場合について準用する。

3 第十一条及び第十三条から第十一条までの規定は、第一項の規定による更生医療の給付について準用する。

4 厚生大臣は、更生医療の給付が困難であると認めるときは、更生医療の給付に代えて、更生医療に要する費用を支給することができる。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の費用を支給する場合について準用する。

4 厚生大臣は、更生医療の給付が困難であると認めるときは、更生医療の給付に代えて、更生医療に要する費用を支給することができる。

1013

5 前項の規定により支給する費用の額は、第三項の規定により同項に規定する者が請求することができる報酬の額により算定した額とする。

(国立保養所への収容)

第二十二条 厚生大臣は、公務上の傷病により重度の障害がある戦傷病者について、必要があると認めることは、その者の請求により、国立保養所に収容することができると。

(時効)

第二十五条 療養費、葬祭費、第二十条第四項の規定により支給される費用及び第二十一条第四項の規定により支給される費用を受ける権利は、二年間不行なわないとときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第二十六条 この法律により援護を受けた権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税)

第二十七条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課すことができない。

2 援護に関する書類には、印紙税を課さない。

(権限又は事務の委任)

2 前項の規定による取扱いは、日本国有鉄道の鉄道又は連絡船に乘車又は乗船することができる。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道及び連絡船の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、政令で定める。

第三章 難則

(報告及び診断)

第二十四条 厚生大臣は、この法律による援護に關しがあるときは、戦傷病者及びその他の関係者に対し、報告を求めることができると。

第二十五条 第五条第二項又は第六十条第四項の規定により支給される費用及び第二十一条第四項の規定により支給される費用を受ける権利は、二年間不行なわないとときは、時効によつて消滅する。

第二十六条 第五条第二項又は第六十条第四項の規定により支給される費用及び第二十一条第四項の規定により支給される費用を受ける権利は、二年間不行なわないとときは、時効によつて消滅する。

第二十七条 第五条第二項又は第六十条第四項の規定により支給される費用及び第二十一条第四項の規定により支給される費用を受ける権利は、二年間不行なわないとときは、時効によつて消滅する。

第二十八条 この法律により厚生大臣に屬する権限又は権限に属する事務は、政令の定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

第二十九条 この法律に定めるもののが、この法律の施行に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三十条 詐欺その他不正な手段により戦傷病者手帳の交付を受けたる。

者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第五条第二項又は第六十条第四項の規定に基づく厚生大臣の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律の廃止)

2 戰傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律(昭和三十年法律第百五十八号)は、廃止する。

(戦傷病者認定票を交付するものとする。)

(戦傷病者認定票の交付を受けた者に關する経過措置)

3 附則第三項の一年を経過する際

に現に戦傷病者認定票の交付を受けている者に対する戦傷病者手帳の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

4 附則第三項の一年を経過する際

に現に戦傷病者認定票の交付を受けた病院又は診療所とみなす。

5 附則第三項の一年を経過する際

に現に戦傷病者認定票の交付を受けた病院又は診療所は、第十

二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。

6 この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十

二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。

7 この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されて旧未帰還者援護法の規定による療養の給付(療養費の支給を含む)を受けている者の当該収容されていた期間(この法律の施行の日前の同日に引き続き期間に限る)は、第十八条の規定の適用については、病院又は診療所に収容されて第十条の規定による療養の給付(療養費の支給を含む)を受けている期間(この法律の施行の日以後の同日に引き続き期間に限る)に通算する。

8 厚生大臣は、附則第四項の規定により戦傷病者認定票を交付する者で、この法律の施行の日の属する月の前月の月分について旧未帰還者援護法の規定による療養の給付(療養費の支給を含む)を受けているものについて

は、第十八条第一項の規定にかかる

わらず、その者の請求がなくても

療養手当を支給するものとする。

この場合において、同条第三項中の「療養手当の支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「この法律の施行(附則第一項本文の規定による施行をいう。)の日の属する月」と読み替えるものとする。

(更生医療の給付等に関する経過措置)

9 この法律の施行の際、現に旧戦傷病者援護法の規定により更生医療の給付(更生医療に要する費用の支給を含む。)を受け、又は国立保養所に収容されている者は、第二十条の規定により更生医療の給付(更生医療に要する費用の支給を含む。)を受け、又は第二十二条の規定により更生医療に要する費用の支給を含む。)を除き、戦傷病者の公務上の傷病については、当分の間、第二十条から第二十二条までの規定は、適用しない。

10 この法律の施行前にすでに旧未帰還者援護法の規定による療養の給付を受ける権利を失つた者(第二条第二項第十一号に掲げる者に該当する者で、旧特別未帰還者給付(更生医療に要する費用の支給を含む。)を受け、又は第二十二条の規定により国立保養所に収容されている者とみなす。)(適用關係)

11 第二条第二項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者に該当する者で、当分の間、第二十条から第十九条までの規定は、適用しない。

12 戰傷病者戦没者遺族等援護法第二条に規定する軍人軍属であつた者の同法第三条に規定する在職期

間内における公務による負傷又は疾病(同法の規定により在職期間内における公務による負傷又は疾病とみなされるものを含む。)及び同法第二条に規定する準軍属であつた者の公務による負傷又は疾病とみなされるものを含む。)及び(同法の規定により公務による負傷又は疾病とみなされるものを含む。)を除き、戦傷病者の公務上の傷病については、当分の間、第二十条から第二十二条までの規定は、適用しない。

13 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)に規定する旧軍人、旧準軍人及び旧軍属(以下「旧軍人等」という。)で同法又は恩給法の規定による増加恩給又は傷病年金を支給されている者及び旧軍人等でこれらの法律の規定による傷病賜金を支給された者並びにこれらの者の介護者を除き、戦傷病者及びその介護者には、当分の間、第二十三条の規定は、適用しない。

14 (実績の保障)

この法律の施行の際現に旧未帰還者援護法第十九条第四項「戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第一号)」第十五条第三項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

15 (社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

前項の場合における必要な読替え規定は、政令で定める。

16 社会保険診療報酬支払基金法の一一部を次のようにより改正する。

17 第十二条中第七号の二を削り、第七号の三を第七号の二とする。

18 (厚生省設置法の一部改正)

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のようにより改正する。

19 (身体障害者福祉法の一部改正)

身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

20 (地方税法の一部改正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のようにより改正する。

21 (結核予防法の一部改正)

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

22 (第三十四条第一項ただし書中の「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)」を

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項
- 二 前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産能率及び生産費の見込み
- 三 その他通商産業省令で定める事項

第六十八条の八 通商産業大臣は、開発計画の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、採掘権者に対し、前条第一項の事業計画を変更すべきことを指示することができる。

第七十条中「合理化」の下に「及び安定」を加える。

第七十一条第一項中「四十人」を「四十五人」に改める。

第七章中第八十三条の次に次の二を削る。

(権限の委任)

第八十三条中「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の十三第一項」に改める。

第七章中第八十三条の次に次の二を加える。

(権限の委任)

第八十三条の二 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に委任することができる。

第八十四条に次の二号を加える。

三 第五十七条の二の規定による通商産業大臣の承認を受けたところによらないで請負夫を作業に従事することができる。

第八十六条第一号中「第六十八条の十四第一項」を「第六十八条の七第一項」に改める。

附則第二条中「昭和四十六年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十日」に改める。

附則第二条の二第二号中「交付」の下に、「雇用促進事業団に対する交付金の交付、近代化資金の貸付け」を、「及び石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け」と、石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け及び石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付け」を、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条第三号を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に第五十七条の二に規定する作業に請負夫を従事させている鉱業権者又は租賃権者が引き続き当該作業に当該請負夫を従事させる場合には、この法律の施行の日から六月間は、

同条の規定は、適用しない。その者がその期間内に当該作業に当該請負夫を従事させることについて

同条の承認の申請をした場合において、承認又は承認の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表石炭鉱業審議会の項中「合理化」の下に「及び安定」を加え、同表中石炭鉱区調整協議会の項を削る。

させた者

第八十六条第一号中「第六十八条の十四第一項」を「第六十八条の七第一項」に改める。

附則第八項を削る。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

電力用炭代金精算株式会社法案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年六月二十八日

衆議院議長 潤澤 一郎

参議院議長重宗雄三殿

電力用炭代金精算株式会社法案

4 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第九十四号)の一部を次のよう改正する。

附則第八項を削る。

〔取締役及び監査役の人数〕

第四条 会社の取締役は、五人以内、監査役は、二人以内とする。

〔取締役及び監査役の選任等の決議〕

第五条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔事業計画等〕

第六条 会社の事業計画は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

〔取締役の兼職制限〕

第七条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

〔重要な財産の譲渡〕

第八条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び取支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これらを変更しようとするときも、同様とする。

〔事業の範囲〕

第九条 会社は、毎営業年度の事業計画、資金計画及び取支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これらを変更しようとするときも、同様とする。

〔取締役及び借入金〕

第十条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けるなければならない。

〔社債及び借入金〕

第十二条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

〔定款の変更等〕

第十三条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録等の提出〕

第十四条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

〔事業に関する規程〕

第八条 会社は、業務開始の際、その営業事業に関する規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

〔事業に関する規程〕

第四条 会社の取締役は、五人以内、監査役は、二人以内とする。

〔取締役及び監査役の選任等の決議〕

第五条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔事業計画等〕

第六条 会社の事業計画は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

〔取締役の兼職制限〕

第七条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

〔重要な財産の譲渡〕

第八条 会社は、毎営業年度の事業計画、資金計画及び取支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これらを変更しようとするときも、同様とする。

〔事業の範囲〕

第九条 会社は、毎営業年度の事業計画、資金計画及び取支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これらを変更しようとするときも、同様とする。

〔取締役及び借入金〕

第十条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けるなければならない。

〔社債及び借入金〕

第十二条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けるなければならない。

〔定款の変更等〕

第十三条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録等の提出〕

第十四条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(電力用炭の代金の受渡しに係る制限)

第十四条 電気事業者(その者が購入した電力用炭の代金に係る債務の引受け人その他の承継人を含む)は、石炭の販売業者(その者が販売した電力用炭の代金に係る債権の譲受人その他の承継人を含む)以下この条から第十七条までにおいて同じ。)は、石炭の販売業者(その者が販売した電力用炭の代金に係る債権の譲受人その他の承継人を含む)以下この条から第十七条までにおいて同じ。)に対し、電力用炭の代金に係る債務を弁済し、又は当該債務につき相殺の意思表示をする場合には、会社に対してしなければならない。ただし書に規定する場合には、会社に對してしなければならない。

2 石炭の販売業者は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務の弁済を受領する場合には、前項ただし書に規定する場合を除き、会社にこれさせなければならぬ、この限りでない。

3 電気事業者が会社に対し第一項に規定する行為をしたときは、その行為は、石炭の販売業者に対ししたものとみなす。(電力用炭の代金の受渡手続等)

第十五条 会社は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務の弁済の申出を受けたときは、遅滞なく、これを受領し、かつ、その受領した金銭その他の物を当該電力用炭の販売に係る石炭の販売業者に引き渡さなければならない。

2 会社は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務につき相殺の意思表示を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該電力用炭の販売元の品位別の価格と異なつてゐることを知つたときは、遲滞なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

に係る石炭の販売業者に通知しなければならない。

(民法の準用)

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条から第六百四十七号まで(受任者の注意義務等)の規定は、石炭の販売業者のため前条に規定する行為をする会社に準用する。

(電力用炭の代金債権を消滅させる場合等の届出)

第十七条 石炭の販売業者は、更改、代物弁済その他第十四条第二項に規定する事由以外の事由によつて電力用炭の代金に係る債権を消滅させようとする場合、電力用炭の販売に關し電気事業者に割戻金を支払おうとする場合その他通常産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、会社に届けなければならない。

(協議)

第十八条 石炭の販売業者は、通常産業省令で定めるところにより、電力用炭の販売に關する契約書等の送付)

第十九条 会社は、第七条第一号に掲げる事業を行なうに当たり、電力用炭の販売価格が、その品位に応じ、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)第五十八条第一項の規定による石炭の販売価格の基準額に準拠して通常産業大臣が電力用炭につき定めた

とを知つたときは、遅滞なく、そ
の旨を通商産業大臣に報告しな
ければならない。

(帳簿の記載)

第二十条 会社は、帳簿を備え、第七条第一号に掲げる事業に關し通常産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(監督)

第二十一条 会社は、通常産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第二十二条 通商産業大臣は、第二条第三項、第八条第一項、第九条から第十二条まで、又は第十二条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限り)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第二十三条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に立入り、帳簿、書類等の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(罰則)

第二十五条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(罰則)

第二十六条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

3 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書

を携帶し、関係者に提示しなけれ
ばならない。

3 第二十四条第一項又は第二項の規定に違反して、債務を弁済されたり、當該電力用炭につき政令で定める手數料を納めなければならぬ。

2 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたと
き。

3 第二十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 第十九条の規定による報告をせしめ、又は虚偽の報告をしたと
き。

3 第二十九条 第十八条の規定に違反して、同条に規定する書類を送付せず、又は不実の記載をした当該書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

3 第三十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした

会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。
- 二 第八条第一項の規定に違反して、事業に関する規程の認可を受けなかつたとき。
- 三 第九条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。
- 四 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。
- 五 第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。
- 六 第十三条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せざる、又は不実の記載をしたこれら書類を提出したとき。
- 七 第二十条の規定に違反して、同条に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 八 第二十二条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 九 第三十二条 第三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(施行期日)
附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条から第二十条まで（これらの規定に係る罰則を含む。）及び第二十四条の規定は、同日から起算して六月をこえる範囲内において政令で定める日から施行する。

(廃止) 2 この法律は、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

- 3 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。
- 4 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。
- 5 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大臣に協議しなければならない。
- 6 設立委員は、附則第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。
- 7 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。
- 8 商法第八百六十七条、第八百八十一條及び第八百八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。
- 9 (登録税の免除) この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。
- 10 (商号についての経過規定) 第三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に電力用炭鉄業を営む会社がこの法律の施行の日現在において次の各号に該当するときは、その会社を指定しなければならない。

(事業計画及び資金計画の届出) 11 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

[審査報告書は都合により追跡に掲載]

石炭鉄業経理規制臨時措置法案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十八年六月二十八日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長重宗雄三殿

用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画及び資金計画の届出) 12 この法律は、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

- 13 通商産業大臣は、第二条の規定による指定会社は、第二条の規定による指定を受けた日の属する営業年度の翌営業年度以後の毎営業年度毎に、石炭鉄業の借入残高との合計額が五億円以上において政令で定める額をこえていること。
- 14 通商産業大臣は、昭和三十九年以後毎年二月末日までに、石炭鉄業を営む会社（前項又はこの項の規定による指定を受けている会社（以下「指定会社」という。）を除く。）が毎年一月一日現在において前項各号に該当するときは、その会社を指定し、指定会社が同日現在において同項各号に該当しないときは、同項又はこの項の規定による指定を取り消さなければならない。
- 15 指定会社は、前項の事業計画又は資金計画を変更したとき（通商産業省令で定める事項を変更したときを限る。）は、その変更の日から一月以内に、変更後の事業計画又は資金計画を通商産業大臣に届け出なければならない。
- 16 指定会社は、前項の規定による届出があると認めると、当該指定会社に対し、これらの計画の改善に關する勧告をすることができる。

(監査) 17 石炭鉄業経理規制臨時措置法案（目的） 第一条 この法律は、石炭鉄業の合理化の円滑な実施に資するため、石炭鉄業を営む会社の経理の適正化を図ることを目的とする。（指定会社）

第二条 通商産業大臣は、この法律の施行の日から二月以内に、石炭鉄業を営む会社がこの法律の施行の日現在において次の各号に該当するときは、その会社を指定しなければならない。

(監査の実施) 第六条 通商産業大臣は、毎年、指定会社の業務及び経理の監査をしなければならない。

いて必要な經理を行なつた後に用ひられた資金の借入残高があり、かつ、その借入残高又はその借入残高と日本開發銀行から借り入れた石炭鉄業に関する資金の借入残高との合計額が五億円以上において政令で定める額をこえていること。

(事業計画及び資金計画の届出) 第四条 指定会社は、第二条の規定による指定を受けた日の属する営業年度の翌営業年度以後の毎営業年度毎に、石炭鉄業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（監査の実施） 第七条 通商産業大臣は、前条の規

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

定による監査を行なうため必要があると認めるときは、当該指定会社からその業務若しくは経理に関する報告をさせ、又はその職員に該指定会社の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるもの。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められものと解してはならない。

第八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出をした者

二 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九条 指定会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その指定会社の業務又は経理に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定会社に対して同条の刑を科す。

附 则
1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 この法律は、昭和四十三年三月三十日までに廃止するものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 则
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 则
第一条 この法律は、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する法律案(昭和三十五年四月一日以後において実施する法律案)によつて改定する。

二 産炭地域内における石炭鉱山が前号イ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該石炭鉱山に係る鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは粗鉱権者であつた者又はこれらの者と密接な関係がある消費生活協同組合その他通商産業省令で定める団体に対する売掛金債権その他の回収が著しく困難となり、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められるこ

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

の著しい地域であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「産炭地域関係中小企業者」とは、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて、次の各号の一に該当することについて当該事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けたものをいう。

一 産炭地域内における石炭鉱山が次のイ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該事業所において事業を継続することができる事業所の移転若しくは事業の転換又は同項第二号に規定する支障の除去に必要な資金に係るもの

2 この法律において「産炭地域関係中小企業信用保険法」とは、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。)第三条第一項に規定する債務の保証であつて、産炭地域関係中小企業者の前項の認定に係る同項第一号に規定する事業所の移転若しくは事業の転換又は同項第二号に規定する支障の除去に必要な資金に係るもの

3 この法律において「産炭地域関係保証」とは、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。)第三条第一項に規定する債務の保証であつて、産炭地域関係中小企業者の前項の認定に係る同項第一号に規定する事業所の移転若しくは事業の転換又は同項第二号に規定する支障の除去に必要な資金に係るもの

をいう。

〔中小企業信用保険法の特例〕

第三条 法第三条第一項の保険契約であつて、産炭地域関係中小企業者に係けた産炭地域関係中小企業者に係るものについての同条第一項、第五項、第六項及び第七項の規定の

適用については、同条第一項中「小企業者一人についての保険額の合計額が」とあるのは「小企業者一人についての産炭地域における中小企業者についての保険契約の合計額が」とある。

第四条 法第五十六条第一項の石炭鉱業合理化基本計画に基づく事業の整備に伴つて鉱山労働者の数が著しく減少した石炭鉱山であつて、その所在地を管轄する通商産業局長が指定したもの

二 産炭地域内における石炭鉱山が前号イ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該石炭鉱山に係る鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは粗鉱権者であつた者又はこれらの者と密接な関係がある消費生活協同組合その他の回収が著しく困難となり、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められるこ

とについての産炭地域関係保証に

関する法律案全部を問題に供します。

四案に賛成の諸君の起立を認めます。

「賛成者起立」

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、四案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して新住宅市街地開発法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。建設委員長北村暢君

【審査報告書は都合により追録に掲載】

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年六月十四日
参議院議長重宗雄三殿 清瀬一郎
新住宅市街地開発法案

目次

第一章 総則(第一条 第二条)

第二章 新住宅市街地開発事業

第一節 検査及び事業用

地の取得等(第七条)

第二節 事業計画及び処分計画(第二十条)

第三節 造成施設等の処分等(第二十一条 第二十二条)

第四節 雜則(第三十五条 第五十五条)

第三章 雜則(第三十五条 第五十五条)

第十二条

第四章 罰則(第五十二条 第六十六条)

第十条

附則 第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、人口の集中の著しい市街地の周辺の地域における住宅市街地の開発に關し、新住宅市街地開発事業の施行その他必要な事項について規定することにより、健全な住宅市街地の開発及び住宅に困窮する国民のための居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「新住宅市街地開発事業」とは、この法律で定めるところに従つて行なわれる宅地の造成、造成された宅地の処分及び宅地をあわせて整備されるべき公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいふ。

3 この法律において「施行者」とは、新住宅市街地開発事業を施工する者をいう。

4 この法律において「施行地区」とは、新住宅市街地開発事業を施行する土地の区域をいう。

5 この法律において「宅地」とは、建築物、工作物又はその他の施設の敷地で、公共施設の用に供するもの以外のものをいう。

6 この法律において「宅地」とは、建築物、工作物又はその他の施設の敷地で、公共施設の用に供するため整備されるべき主要社会的条件を備えていること。

7 この法律において「宅地」とは、當該区域を住宅市街地とするために整備されることによる公共施設に関する都市計画が決定されること。

8 この法律において「造成施設等」とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

9 この法律において「造成宅地等」とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいふ。

10 この法律において「処分計画」とは、施行者が行なう造成施設等の処分に関する計画をいう。

第三条 建設大臣は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域について、新住宅市街地開発事業を施行すべきことを、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の定める手続によつて、都市計画として決定することができる。

1 人口の集中に伴う住宅の需要に応ずるに足る適当な宅地が著しく不足し、又は著しく不足するおそれがある市街地の周辺の区域で、次に掲げる要件を備えてゐるものであること。

2 各住区が、地形、地盤の性質等から想定される住宅街区の状況等を考慮して、適正な配置及び規模の道路、近隣公園(主として住区内の居住者の利用に供することを目的とする公園をいう)その他の公共施設を備え、かつ、住区内の居住者の日常生活に必要な公益的施設の敷地が確保された良好な居住環境のものとなるように定めること。

3 当該区域が、前号の住区を単位とし、各住区を結ぶ幹線道路(測量及び調査のための土地の立て入り等)

第七条 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者は、施行者は新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができること。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかけ、さく等で囲まられた他の人の占有する土地に立ち入りする場合においては、その

三 一以上の住区(一ヘクタール)あたり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下次条において同じ。)を形成することができる規模の区域であること。

四 当該区域が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第一項の住居地域及び商業地域内にあつて、その大部分が同法第五十条第一項の住居専用地区内にあること。

五 当該区域が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第一項の住居地域及び商業地域内にあつて、その大部分が同法第五十条第一項の住居専用地区内にあること。

第六条 都市計画法第五条の規定は、新住宅市街地開発事業には適用しない。

第七条 都市計画法第五条の規定は、新住宅市街地開発事業には適用すること。

第八条 新住宅市街地開発事業は、地方公共団体又は日本住宅公団で、建設大臣に新住宅市街地開発事業を施行することを申し出たものが施行する。

第九条 新住宅市街地開発事業は、新住宅市街地開発事業の施行する都市計画事業として施行する。

第十条 新住宅市街地開発事業は、新住宅市街地開発事業の施行する都市計画事業として施行する。

三 一以上の住区(一ヘクタール)あたり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下次条において同じ。)を形成することができる規模の区域であること。

四 当該区域が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第一項の住居地域及び商業地域内にあつて、その大部分が同法第五十条第一項の住居専用地区内にあること。

五 当該区域が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第一項の住居地域及び商業地域内にあつて、その大部分が同法第五十条第一項の住居専用地区内にあること。

第六条 都市計画法第五条の規定は、新住宅市街地開発事業には適用しない。

第七条 都市計画法第五条の規定は、新住宅市街地開発事業には適用すること。

第八条 新住宅市街地開発事業は、新住宅市街地開発事業の施行する都市計画事業として施行する。

第九条 新住宅市街地開発事業は、新住宅市街地開発事業の施行する都市計画事業として施行する。

第十条 新住宅市街地開発事業は、新住宅市街地開発事業の施行する都市計画事業として施行する。

十一 第二章 新住宅市街地開発事業

第一節 測量、調査及び事業用地の取得等

第二節 新住宅市街地開発事業

立ち入ろうとする者は、入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第八条 前条第一項の規定により他の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下この条、次条及び第五十五条において「障害物」といふ)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下この条、次条及び第五十五条に試掘等といふ)を行なうとする場合において、当該障害物はこれらに伴う障害物の伐除(以下この条、次条及び第五十五条において「試掘等」といふ)を行なうとする場合において、当該障害物は、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第九条 第七条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入る者(以下この条において「障害物の所有者及び占有者」といふ)は、当該障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あ

らかじめ、意見を述べる機会を与えてはならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行なうとする者は、伐除しよとする日又は試掘等を行なうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合又は試掘等を行なうとする者は又は施行者は、伐除しよとする場合を除く)においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

4 道府県知事の許可証を携帯しないとすると、意見を述べる機会を与えてはならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定に附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれららの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、新住宅市街地開発事業の施行における障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命じべき者を確定することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者から當該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、新住宅市街地開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする。

7 第二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(関係簿書の閲覧等)

8 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

9 道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

10 道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定に附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれららの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、新住宅市街地開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする。

11 第二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

12 道府県知事は、第一項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

13 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、新住宅市街地開発事業の施行のため必要な準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

14 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得な

らかじめ、意見を述べる機会を与えてはならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行なうとする者は、伐除しよとする日又は試掘等を行なうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合又は試掘等を行なうとする者は又は施行者は、伐除しよとする場合を除く)においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

4 道府県知事の許可証を携帯しないとすると、意見を述べる機会を与えてはならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定に附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれららの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、新住宅市街地開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする。

(建築行為等の制限)

6 第十三条 都市計画事業として決定された新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内において、新住宅市街地開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

7 第十一条 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

(測量のための標識の設置)

8 第十二条 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合は、建設省令で定める標識を設けることができる。

9 第十三条 都道府県知事は、第一項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

10 第十四条 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、新住宅市街地開発事業の施行のため必要な準備又は施行に必要な測量を行なうため必要があるときは、許可に期限その他必要な条件を附すること

ができる。この場合においては、
相当の期限を定めて、これを原状
回復し、又は移転し、若しくは除
却すべき旨及びその期限までに原
状回復し、又は移転し、若しくは除
却しないときは、都道府県知事
又はその命じた者若しくは委任し
た者が、原状回復し、又は移転し、
若しくは除却する旨を公告しなけ
ればならない。

7 前項の規定により土地を原状回
復し、又は建築物その他の工作
物若しくは物件を移転し、若しく
は除却しようとすると者は、その身
分を示す証明書を携帯し、関係人
の請求があつた場合においては、
これを提示しなければならない。
(事業の施行について周知させる
ための措置)

第十四条 第六条第二項の申出をし
たときは、施行者は、すみやか
に、建設省令で定める事項を公告
するとともに、建設省令で定める
ところにより、自分が新住宅市街
地開発事業を施行すべき土地の区
域内の土地又は土地及びこれに定
着する建築物その他的工作物(以
下次条及び第五十八条において
「土地建物等」という。)の有償譲渡
について、次条の規定による制限
があることを関係権利者に周知さ
せるため必要な措置を講じ、か
つ、自己が施行する新住宅市街地
開発事業の概要について、その施
行すべき土地の区域内の土地及び
その附近地の住民に説明し、これ
らの者から意見を聴取する等の措
置を講ずることにより、事業の施
行についてこれらの者の協力が得
られるよう努めなければならない
い。

(土地建物等の先買い)

第十五条 前条の公告の日の翌日か
ら起算して十日を経過した後に新
住宅市街地開発事業を施行すべき
土地の区域内の土地建物等を有償
で譲り渡そうとする者は、当該土
地建物等、その予定対価の額(予
定対価が金銭以外のものであると
きは、これを時価を基準として金
銭に見積もつた額。以下この条に
おいて同じ。)及び当該土地建物等
を譲り渡そうとする相手方その他
建設省令で定める事項を書面で施
行者に届け出なければならない。

ただし、当該土地建物等の全部又
は一部が文化財保護法(昭和二十
五年法律第二百四十四号)第四十六
条(同法第五十六条の十四において
適用を受けるものである場合は、
この限りでない。

前項の規定による届出があつた
後三十日以内に施行者が届出をし
た者に對し届出に係る土地建物等
を買い取るべき旨の通知をしたと
きは、当該土地建物等について、
施行者と届出をした者との間に届
出書に記載された予定対価の額に
相当する代金で、売買が成立した
ものとみなす。

3 第一項の届出をした者は、前項
の期間(その期間内に施行者が届
出に係る土地建物等を買い取らな
い旨の通知をしたときは、その時
までの期間)内は、当該土地建物
等を譲り渡してはならない。

(土地の買取請求)
第十六条 都市計画事業として決定
された新住宅市街地開発事業を施
行すべき土地の区域内の土地の所
有者は、施行者に対し、建設省令
で定めるところにより、当該土地
を時価で買い取るべきことを請求
することができる。ただし、当該
土地が他人の権利の目的となつて
いる場合及び当該土地に建築物そ
の他の工作物又は立木に関する法
律(明治四十二年法律第二十二号)
第一条第一項に規定する立木があ
る場合、この限りでない。

2 前項の規定により買い取るべき
額については、施行者と土地の
所有者とが協議しなければならな
い。

3 前項の規定による協議が成立し
ない場合においては、施行者又は
土地の所有者は、収用委員会の裁
決を申請することができる。

(土地収用法の適用等)

第十九条 第十七条第一項の規定に
よる収用又は前条の規定による使
用に關しては、この法律に特別の
規定がある場合のほか、土地収用
法の規定を適用する。

2 都市計画法第十九条及び第二十
一条の規定は、第十七条第一項の規
定による収用又は前条の規定によ
る使用について準用する。

(生活再建のための措置)

3 土地収用法第八十七條の規定
は、第十七条第二項の規定による
収用の請求について準用する。

4 この法律に規定するもののは
か、事業計画及び処分計画の設定
等の処分方法及び処分額に関する
事項並びに処分後の造成宅地等
の利用の規制に関する事項を定め
なければならない。

(処分計画の認可等)

第二十二条 施行者は、処分計画を
定めようとすると場合においては、
建設省令で定めるところにより、
建設大臣の認可を受けなければな
らない。これを変更しようとする
場合(建設省令で定める軽微な變
更をしようとする場合を除く。)に
おいても、同様とする。

2 施行者は、事業計画を定めた場
合においては、建設省令で定める

3 第一項の規定により土地又は権利
が取用される場合において、権利
を譲り渡してはならない。

2 事業計画においては、建設省令
で定めるところにより、施行地区
(施行地区を工区に分けるときは、
施工地区及び工区)、設計及び資
金計画を定めなければならない。

3 処分計画においては、造成施設
(施工地区及び工区)、設計及び資
金計画を定めなければならない。

4 第二十二条の規定によるとする
場合(建設省令で定める軽微な變
更をしようとする場合を除く。)に
おいても、同様とする。

2 施行者は、事業計画を定めた場
合においては、建設省令で定める

により当該土地又は当該権利の目
的である土地に建築物その他の土
地に定着する工作物を所有する者
は、その工作物の取用を請求する
ことができる。

(事業計画及び処分計画)
第二十一条 施行者は、事業計画及
び処分計画を定めなければならない
い。

2 事業計画においては、建設省令
で定めるところにより、施行地区
(施行地区を工区に分けるときは、
施工地区及び工区)、設計及び資
金計画を定めなければならない。

3 処分計画においては、造成施設
(施工地区及び工区)、設計及び資
金計画を定めなければならない。

4 第二十二条の規定によるとする
場合(建設省令で定める軽微な變
更をしようとする場合を除く。)に
おいても、同様とする。

2 施行者は、事業計画を定めた場
合においては、建設省令で定める

3 第一項の規定によるとする場合(建設
省令で定める軽微な變更をしよう
とする場合を除く。)に、施行者は、
事業計画を定めた場合においては、
建設省令で定める軽微な變更をしよう
とする場合を除く。)に、施行者は、
事業計画を定めた場合においては、
建設省令で定める軽微な變更をしよう
とする場合を除く。)

により当該土地又は当該権利の目
的である土地に建築物その他の土
地に定着する工作物を所有する者
は、その工作物の取用を請求する
ことができる。

(事業計画及び処分計画)
第二十一条 施行者は、事業計画及
び処分計画を定めなければならない
い。

2 事業計画においては、建設省令
で定めるところにより、施行地区
(施行地区を工区に分けるときは、
施工地区及び工区)、設計及び資
金計画を定めなければならない。

3 処分計画においては、造成施設
(施工地区及び工区)、設計及び資
金計画を定めなければならない。

4 第二十二条の規定によるとする
場合(建設省令で定める軽微な變
更をしようとする場合を除く。)に
おいても、同様とする。

2 施行者は、事業計画を定めた場
合においては、建設省令で定める

3 第一項の規定によるとする場合(建設
省令で定める軽微な變更をしよう
とする場合を除く。)に、施行者は、
事業計画を定めた場合においては、
建設省令で定める軽微な變更をしよう
とする場合を除く。)

により当該土地又は当該権利の目
的である土地に建築物その他の土
地に定着する工作物を所有する者
は、その工作物の取用を請求する
ことができる。

(事業計画及び処分計画)
第二十一条 施行者は、事業計画及
び処分計画を定めなければならない
い。

2 事業計画においては、建設省令
で定めるところにより、施行地区
(施行地区を工区に分けるときは、
施工地区及び工区)、設計及び資
金計画を定めなければならない。

3 処分計画においては、造成施設
(施工地区及び工区)、設計及び資
金計画を定めなければならない。

4 第二十二条の規定によるとする
場合(建設省令で定める軽微な變
更をしようとする場合を除く。)に
おいても、同様とする。

2 施行者は、事業計画を定めた場
合においては、建設省令で定める

(処分計画の基準)

第二十三条 処分計画においては、造成宅地等は、政令で特別の定めをするものを除き、少なくとも次の各号に掲げる要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で選考して譲受人を決定するよう定めなければならない。

この場合において、当該新住宅市街地開発事業の施行に伴い自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地又は建物を失つた者その他の者で政令で定めるものに対しては、政令で定めることにより、他の者に優先して必要な宅地を譲り受けける機会を与えるよう定めなければならない。

一 自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地を必要とする者であること。

二 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

第二十四条 処分計画においては、造成宅地等の処分価額は、居住又は營利を目的としない業務の用に供されるものについては、当該造成宅地等の取得及び造成又は建設に要する費用(公共施設及び公益的施設の整備に要する費用のうち当該造成宅地等である宅地に配分されるべき費用を含む。以下この条において同じ。)を基準とし、かつ、当該造成宅地等の位置、品位及び用途を勘案し、營利を目的とする業務の用に供されるものについては、類地等の時価を基準とし、かつ、当該造成宅地等の取得並び造成又は建設に要する費用並

びに当該造成宅地等の位置、品位及び用途を勘案して決定するよう定めなければならない。

第二十五条 処分計画においては、その都市計画に適合するよう處分後の造成施設等のうち、都市計画が決定されているものについて、その他の公益的施設等の施設については居住者の共同の福祉及び便利に資するように、各街区の建築物の敷地については当該街区にふさわしい規模及び用途の建築物が建築されるよう定めなければならない。

(事業計画及び処分計画に関する協議)

第二十六条 施行者は、事業計画又は処分計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画若しくは処分計画又はその変更に關係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

(工事完了の公告)

第二十七条 施行者は、施行地区(施行地区を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。)の全部について工事(事業計画で特に定める工事を除く。)を完了したときは、通常なく、その旨を都道府県知事(施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。)に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合してい

ると認めたときは、遅滞なく、当該施行地区について工事が完了した旨を公告しなければならない。

(新住宅市街地開発事業の施行による設置された公共施設の管理)

第二十八条 新住宅市街地開発事業の施行により、從前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合は、從前地で國又は地方公共団体が所有するものは、第二十七条第二項の公

告日の翌日において施行者に歸属するものとし、これに代わるものとして処分計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日ににおいてそれぞれ國又は當該地方公共団体に帰属するものとする。

(事業に屬するものとす

る。ただし、他の法律に基づき管

理すべき者が別にあるとき、又は

処分計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管

理に屬するものとする。

2 施行者は、前条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者は、前条第二項の公告の日翌日において、公共施設に関する工事を完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときに限り、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者からその公共施設について管理の引継ぎの申請があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画において定められた設計に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二十九条 新住宅市街地開発事業の施行により、從前の公共施設に

より設置された公共施設の設置されこととなる場合は、從前地で國又は地方公共団体が所有す

ばならない。

(造成宅地等に関する権利の処分の制限)

第三十二条 第二十七条第二項の公

告日の翌日から起算して十年間

は、造成宅地等又は造成宅地等で

ある宅地の上に建築された建築物

に關する所有権、地上権、質権、

使用貸借による権利又は賃借権そ

の他の使用及び収益を目的とする

権利の設定又は移転については、

建設省令で定めるところにより、

当事者が都道府県知事の承認を受

けなければならない。ただし、次

の各号の一に掲げる場合は、この

当事者が都道府県知事の承認を受

けなければならない。ただし、次

の各号の一に掲げる場合は、この

当事者が都道府県知事の承認を受

けなければならない。ただし、次

の各号の一に掲げる場合は、この

当事者が都道府県知事の承認を受

けなければならない。ただし、次

の各号の一に掲げる場合は、この

当事者が都道府県知事の承認を受

方公共団体、日本住宅公団その他政令で定める者を除く。)は、その譲受けの日の翌日から起算して二年以内に、処分計画で定める規模及び用途の建築物を建築しなけれ

ばならない。

(造成宅地等に関する権利の処分の制限)

第三十二条 第二十七条第二項の公

告日の翌日から起算して十年間

は、造成宅地等又は造成宅地等で

ある宅地の上に建築された建築物

に關する所有権、地上権、質権、

使用貸借による権利又は賃借権そ

の他の使用及び収益を目的とする

権利の設定又は移転については、

建設省令で定めるところにより、

当事者が都道府県知事の承認を受

けなければならない。ただし、次

の各号の一に掲げる場合は、この

当事者が都道府県知事の承認を受

ものであるかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨に従つて当該造成宅地等を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附すことができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不當な義務を課するものであつてはならない。

(賃戻権)

第三十三条 施行者は、新住宅市街地開発事業により造成された宅地を譲り渡す場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号第五百七十九条)の定めるところに従い、当該譲渡の日から第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年を経過する日までの期間を買戻しの期間とする買戻しの特約をつけるなければならない。

2 前項の特約に基づく買戻権は、施行者から宅地を譲り受けた者又はその承継人が第三十一条若しくは前条第一項の規定に違反した場合は前条第三項の規定により附された条件に違反した場合に限り、行使することができる。

3 前項の規定にかかわらず、同項の宅地又はその上に建築された建築物に關し前条第一項の承認を受けた権利を有する者があるとき、又は前項の違反事実があつた日から起算して三年を経過したとき

は、第一項の特約に基づく買戻権は、行使することができない。

4 第一項の規定により買戻した宅地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

(図書の備置き等)

第三十四条 施行者は、第二十七条规定の公告があつたときは、造成施設等の存する市町村の長に対し、建設省令で定めるところにより、当該造成施設等の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬ。

3 都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、第二十七条第二項の公告をした日の翌日から起算して十年間、新住宅市街地開発事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 何人も、前項の規定により設けられた標識を都道府県知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(第三章 雜則)

第三十五条 新住宅市街地開発事業に要する費用は、施行者の負担とする。

2 施行者は、政令で定める幹線道路、終末処理場その他重要な公共施設で他の施行者の施行する新住宅市街地開発事業に係る施行地内に居住者の利便に供されることとなるものの整備に要する費用について、当該他の施行者に対する負担を求めることが可能である。

3 施行者は、建設省令で定めるところにより、新住宅市街地開発事業に係る施設をその事務所に備え付けておかなければならぬ。

4 施行者は、建設省令で定めた事業計画又は施行者が行なう工事若しくは処分が、この法律、規則若しくは処分が、この法律、規則若しくは処分計画に従つていないと認める場合においては、その施工者に対し、新住宅市街地開発事業の適正な施工を確保するため必要な限度において、事業計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他の必要な措置を命ずることができる。

5 施行者は、建設大臣は、違法又は不正当な第二項第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成宅地等の適正な利用を確保するため必要な限度において、その承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

6 施行者は、建設大臣は、違法又は不正当な第二項の場合は、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

7 施行者は、建設大臣は、施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村に対し、それぞれその施行する新住宅市街地開発事業に係る施設をその事務所に備え付けておかなければならぬことを命ぜ、又はその施行する新住宅市街地開発事業の施行の促進を

施行者となつた者がしたものとみなす。從前の施行者に対しても、新住宅市街地開発事業の施行に係る施設をその事務所に備え付けておかなければならぬことのみなす。

8 施行者は、建設大臣は、施行者が正當な理由がないのに、これを拒んではならない。

9 施行者は、建設省令で定めた事業計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他の必要な措置を命ずることができる。

10 施行者は、建設大臣は、違法又は不正当な第二項第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成宅地等の適正な利用を確保するため必要な限度において、その承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

11 施行者は、建設大臣は、違法又は不正当な第二項の場合は、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

12 施行者は、建設大臣は、施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村に対し、それぞれその施行する新住宅市街地開発事業に係る施設をその事務所に備え付けておかなければならぬことを命ぜ、又はその施行する新住宅市街地開発事業の施行の促進を

図るため必要な勧告、助言若しくは援助をることができる。

(関連公共施設等の整備)

第四十三条 国及び地方公共団体は、新住宅市街地開発事業の施行に關連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備に努めるものとする。

(新住宅市街地開発事業と農地等の関係の調整)

第四十四条 建設大臣は、第三条の規定による決定をしようとする場合においては、あらかじめ、その決定に係る区域内の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の規定による転用又は処分が制限される土地が新住宅市街地開発事業の用に供されることとなることについて、農林大臣に協議しなければならない。

(施行者による特例)

第四十五条 第六条第一項の規定にかかるわらず、新住宅市街地開発事業を施行すべきことについて都市計画として決定された区域内に政令で定める規模以上の一団の土地を有する法人で、新住宅市街地開発事業を行なうため必要な資力、信用及び技術的能力を有するものは、政令で定めるところにより、建設大臣の許可を受けて、その所有する土地及びこれに接続する公共施設の用に供する土地について

新住宅市街地開発事業を施行することができる。

(前項の規定による施行者が施行する新住宅市街地開発事業については、第二項、第三十三条及び第三十八条並びに第四十一条第一項中事業計画の変更に係る部分の規定は、適用しない。)

第四十六条 前条第一項の規定による施行者は、事業計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合(建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)においても、同様とする。

第四十七条 第四十五条第一項の規定による施行者は、第三十一条の規定に違反した者に対して、同条の譲渡契約を解除することができることの場合は、第三十条第四項の規定による。この場合においては、第三十条中市町村に係る部分は、第四十一条第一項の法人に準用する。

2 建設大臣は、第三条の規定によるとする場合においては、あらかじめ、鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならぬ。

(施行者による特例)

第四十五条 第六条第一項の規定にかかるわらず、新住宅市街地開発事業を施行すべきことについて都市計画として決定された区域内に政令で定める規模以上の一団の土地を有する法人で、新住宅市街地開発事業を行なうため必要な資力、信用及び技術的能力を有するものは、政令で定めるところにより、建設大臣の許可を受けて、その所

いては、第四十五条第一項の許可を取り消すことができる。

(不動産登記法の特例)

第四十九条 施行地区内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができ。

(大都市の特例)

第五十条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が處理し、又は管理し、及び執行することとされている新住

宅市街地開発事業に関する事務(都道府県が施行する新住宅市街地開発事業に係る事務を除く。)においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この

条において「指定都市」という。)

においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定

は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定

は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定

は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定

は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定

は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定

は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定

は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定

は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定

は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定

たときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 第四十五条第一項の規定による施行者である法人の役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて新住宅市街地開発事業に係る職務上不正の行為をし、又は相

当の行為をしなかつたことにつきも、同様とする。

3 第四十五条第一項の規定による施行者である法人の役員又は職員が新住宅市街地開発事業に係る職務に關し、請託を受けた第三者に賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の収受した賄賂は没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

5 第三十二条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けた者は、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物を権利者に引き渡した者は、三年以下の懲役に処する。

6 第三十二条第三項の規定により一定の期限までに一定の用途の建築物を建築すべきことを内容とする条件に違反して、その用途

の行為をした役員又は職員を一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

3 第五十四条 第四十五条第一項の規定による施行者である法人が第三十条第一項の規定に違反して、造成施設等をこの法律又は処分計画に従わないで処分したときは、その行為をした役員又は職員を一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

1 第七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

2 第八条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

3 第十三条规定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

4 第三十一条の規定に違反して、同条に規定する用途以外の建築物を建築した者

5 第三十二条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けた者は、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物を権利者に引き渡した者は、三年以下の懲役に処する。

6 第三十二条第三項の規定により一定の期限までに一定の用途の建築物を建築すべきことを内容とする条件に違反して、その用途

の行為をした役員又は職員を一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

344条第四項の規定に違反して、第十一条第一項又は第三十四条第三項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第四十五条第一項の規定による施行者である法人が次の各号の一に該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を一円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第一項の規定による建設大臣の命令に違反したときは、その行為をした役員又は職員を一万円以下の罰金に処する。

二 第四十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、

三 第四十八条第二項の規定による建設大臣の検査を拒み、又は妨げたときは、

第五十八条次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二 第十五条第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三 第十五条第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

四 第三十二条第一項の承認について、虚偽の申請をした者

五 第五十九条次の各号の一に掲げる場合においては、第四十五条第一項の規定による施行者は、一万円以下の過料に処する。

一 第三十七条第一項の規定に違反して、簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき、

二 第三十七条第二項の規定に違反して、簿書の閲覧を拒んだとき。

三 都市計画法の一部改正

3 (都市計画法の一部改正)
都市計画法の一部を次のよう

改定する。

第十一條ノ二中「第十三条ノ工

業團地造成事業」の下に、「第十四

条ノ新住宅市街地開発事業」を加

える。

第十四条 都市計画区域内ニ於

ケル土地ニ付テハ健全ナル住宅市

街地ノ開発及居住環境ノ良好ナ

ル住宅地ノ大規模ナル供給ヲ図

ル為新住宅市街地開発法ノ定ム

ル所ニ依リ新住宅市街地開発事

業ヲ施行スルコトヲ得

第十五条 削除

4 (公有水面埋立法の一部改正)
公有水面埋立法(大正十年法律

四まで及び第二十三号から第二十

三号の四まで)に、「をつかさど

る」を及び同条第二十二号の五に

規定する事務(新住宅市街地開發

事業に係る都市計画及び都市計画

事業の決定に関する事務を除く。)

5 (新住宅市街地開發事業の施

行者が当該事業の目的に供す

るために所有する小作地又は

小作採草放牧地

第十六条 削除

6 (住宅金融公庫法(昭和二十五年

法律第百五十六号)の一部を次の

ようにより改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

7 (農地法の一部改正)

農地法の一部を次のように改正

する。

8 (新住宅市街地開發事業の施

行者が当該事業の目的に供す

るために土地等を取得する場合

を加える。

9 (日本住宅公團法の一部改正)

日本住宅公團法(昭和三十年法

律第五十三号)の一部を次によ

うに改訂する。

10 (新住宅市街地開發事業の施

行者が当該事業の目的に供す

るために所有する小作地又は

小作採草放牧地

第四条第四項中「指定に関するもの」の下に、「第二十二号の五に規定する事務のうち新住宅市街地開發事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関するもの」を加え、同条第七項中「及び第二十号から第二十三号の四まで」を「第二十一号から第二十二号の五に規定する事務(新住宅市街地開發事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関するもの)」を加え、同条第七項中「及び第二十号から第二十三号の四まで」を「第二十一号から第二十二号の五に規定する事務(新住宅市街地開發事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関するもの)」を加える。

じ。)の施行者が当該事業の目的に供するため農地を農地以外のものにする場合

第五条第一項中第二号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 新住宅市街地開發事業の施

行者が当該事業の目的に供す

るため農地又は採草放牧地を

取得する場合

第七条第一項中第十号を第十一

号とし、第九号の次に次の一号を

加える。

十 新住宅市街地開發事業の施

行者が当該事業の目的に供す

るために所有する小作地又は

小作採草放牧地

第十七条第一項中第三号を第

四号とし、第二号の次に次の一号

を加える。

三 新住宅市街地開發事業の施

行者が当該事業の目的に供す

るため土地等を取得する場合

を加える。

新住宅市街地開發事業の施

行者が当該事業の目的に供す

るため農地を農地以外のものに適当でない地域の下に「又

は土地整理事業以外の事業に

よつて市街地とすることが都市計

画として決定された区域」を加え

る。

9 (日本住宅公團法の一部改正)

日本住宅公團法(昭和三十年法

律第五十三号)の一部を次によ

うに改訂する。

10 (新住宅市街地開發事業の施

行者が当該事業の目的に供す

るため農地を農地以外のものに適当でない地域の下に「又

は土地整理事業以外の事業に

よつて市街地とすることが都市計

画として決定された区域」を加え

る。

11 (新住宅市街地開發事業の施

行者が当該事業の目的に供す

るため農地を農地以外のものに適當でない地域の下に「又

は土地整理事業以外の事業に

よつて市街地とすることが都市計

画として決定された区域」を加え

る。

12 (新住宅市街地開發事業の施

行者が当該事業の目的に供す

るため農地を農地以外のものに適當でない地域の下に「又

は土地整理事業以外の事業に

よつて市街地とすることが都市計

画として決定された区域」を加え

る。

の下に「(新住宅市街地開発事業による宅地の造成及び譲渡を除く。)」と、「第五号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡」の下に「(新住宅市街地開発事業による施設の建設及び譲渡を除く。)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のよう

に改正する。
第三十一条第一項第一号中「首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)」の下に「新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第二十六号)」を加える。

第三十一条第一項第一号中「首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)」の下に「新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第二十六号)」を加える。

第三十一条第一項第一号中「首

○北村暢君　ただいま議題となりました新住宅市街地開発法につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、近時、人口集中の著しい都市における住宅用地の需給悪化の状況にかんがみ、住宅市街地の開発について新たな措置をとらうとするものであります。その内容のおもなる点は次のとおりであります。

第一点は、著しく宅地の不足する市街地周辺の一定区域について、新住宅原則として、地方公共団体及び日本住宅公団が施行することとしております。

第二点は、施行区域内の土地、建物等の先買い制度、土地の買取り請求及び土地またはその上にある権利の收回制度を認め、さらに、農地転用の特例

を設けて農地法による許可は要しないこととしております。

第三点は、造成された宅地は原則として公募とし、一方、この事業の施行に伴い土地または建物を当該事業のため提供した者等に対しては、特に優先

譲渡の措置を講ずることとしております。

第四点は、造成された宅地の処分後の適正な利用の確保をかるため、譲受人に二年内に所定の建築物を建築すべき義務を課すとともに、十年間に他に転売する等の行為は、原則として都道府県知事の承認を受けなければなりませんこととし、これに違反した場合には買戻すことができることとしております。

その他、測量及び調査のための土地の立ち入り、費用負担、罰則等について規定をしております。

本委員会における質疑の内容は、当該事業の公共性について等であります。が、その詳細は会議録に譲りたいと思

います。

かかるて、質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手) ○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に

積雪寒冷特別地域における道路交

通の確保に関する特別措置法の一

部を改正する法律案

積雪寒冷特別地域における道路交

通の確保に関する特別措置法の一

部を

改正する法律案

【審査報告書は都合により追録に掲載】

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

44

旨の下に「又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹若しくは桑樹の被害時ににおける価額の百分の五十(開拓者にあつては百分の四十)以上である旨」を加える。

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年一月一日以後の天災につき適用する。

附 則

【審査報告書は都合により追録に掲載】

【審査報告書は都合により追録に掲載】

【審査報告書は都合により追録に掲載】

第二条 この法律は、昭和三十八年四月から六月までの長雨(以下「長雨」という。)による麦等の農作物の被害が広範かつ大規模であつて、その国民経済及び民生に及ぼす影響が著しいことから、これに對処する措置として、天災による被

害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十一年法律第百三十六号。以下「法」という。)の適用について規定するものとする。

(法の特例)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。費用の補助に関する特別措置法

昭和三十八年七月四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法

昭和三十八年七月四日

衆議院議長 清瀬 一郎

長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年七月四日

衆議院議長 重宗 雄三殿

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法

昭和三十八年七月四日

衆議院議長 清瀬 一郎

書農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律

(趣旨)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

以上の三法案は、いずれも本年の豪雪の経験にかんがみ、提案されたものであります。

最後に、本年の長雨についての天災融資法の特例法案は、今次の長雨被害の実態にかんがみ、この灾害についても同様に、一般農業者にあつては八割以上、開拓者にあつては七割以上となる被害農業者をも特別被害農業者として、天災融資法を適用するとともに、特別被害地域内の特別被害農業者に貸し付ける資金に、六ヶ月以上となるものとする。

委員会におきまして問題となりましたおもな事項を申し上げますと、除雪率を三分の二に引き上げようとするものであります。

次に、天災融資法の一部改正法案は、建設大臣が道路交通確保五年計画に基づいて実施する指定区内の一級国道についての除雪、防雪または凍雪害防止の事業に要する費用の国庫負担率を三分の二に引き上げようとするものであります。

またおもな事項を申し上げますと、除雪事業の補助関係については、補助の対象とする公共施設の範囲、長雨関係に

ついては、政令で指定する農作物の内容、本法案による措置以外の長雨対策、

今後の編作対策、奄美大島地域の干魃、北海道の強風害、関東のひょう害、海況異変による漁獲減等の災害対策等であります。

委員会におきまして問題となつたおもな事項を申し上げますと、除雪事業の補助関係については、補助の対象とする公共施設の範囲、長雨関係に

ついては、政令で指定する農作物の内容、本法案による措置以外の長雨対策、

今後の編作対策、奄美大島地域の干

魃、北海道の強風害、関東のひょう害、海況異変による漁獲減等の災害対策等であります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて順次採決の結果、これらの四つの法律案は、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

右御報告し上げます。(拍手)

○議長(重宗 雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致をもつて可決せられました。

これにて休憩いたします。

午後三時十九分休憩

午後十一時三十九分開議

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

本日委員長から左の報告書が提出されました。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

可決報告書

関越自動車道建設法案可決報告書

失業保険法の一部を改正する法律案

可決報告書

船員保険法の一部を改正する法律案

可決報告書

沿岸漁業等振興法案可決報告書

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条1(a)(iii)の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長光村甚助君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年七月一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

第十一条(財金の利率) 郵便貯金は、政令で定める利率により、利子をつける。

前項の規定により政令で利率を定め、又はこれを変更する場合に

は、郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資するよう十分な考慮を払うとともに、あわせて一般の金融機關の預金の利率についても配慮しなければならない。

第五十七条第五項中「第五十五条」を「第五十七条の規定を適用せず、第五十五条」に改めらる。

第十一条第一項中「法人その他」に改め、同項は「を「法人その他の」に改め、同項可決せられました。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年七月一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

第十一条(財金の利率) 郵便貯金は、政令で定める利率により、利子をつける。

前項の規定により政令で利率を定め、又はこれを変更する場合に

は、郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資するよう十分な考慮を払うとともに、あわせて一般の金融機關の預金の利率についても配慮しなければならぬことを「郵便貯金」に改める。

第十一条第一項中「省令の定める簡易な手続により」を「簡易な手続による」を改め、同条第二項中「郵便貯金の团体取扱においては、省令の定めるところにより」に、「通常郵便貯金」に改める。

第八条第一項中「省令の定める簡易な手続により」を「簡易な手続による」を改め、同条第二項中「郵便貯金の团体取扱においては、省令の定めるところにより」に、「通常郵便貯金」に改める。

第五十五条の二(割増金品をつける取扱い) 定額郵便貯金については、割増金品をじぶきによりつける取扱いをすることができる。

前項の取扱いをする定額郵便貯金には、そのすえ置期間中利子をつけない。

第一項の取扱いをする定額郵便貯金の割増金品については、所得税を課さない。

第五十七条第五項中「第五十五条」を「第三十七条の規定を適用せず、第五十五条」に改めらる。

第十一条(郵便貯金法の一部を改正する法律) 第十条(郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)) の一部を次のよう改正する。

5 地方公務員法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第一号) の一部を次のよう改正する。

附則第九条の次に次の一条を加える。

(郵便貯金法の一部改正)

第十一条(郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)) の一部を次の

第三項を「第五十二条第一項」に改めらる。

「光村甚助君登壇、拍手」
○光村甚助君　だいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、審議委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の要旨は、金利政策の彈力的な運用をはかるためには、政府管掌事業である郵便貯金も、民間の金利とある程度平仄を合わせることが必要でありますので、現在法律で定められている郵便貯金の利率を政令で定められるよう改めようというのです。ですが、別に、国民大衆の零細な貯蓄手段である郵便貯金の預金者の利益保護のため、政令の制定または改正の立案にあたっては、郵政審議会に諮問しなければならないことといたしてあります。

通信委員会におきましては、郵政当局に対し、預金利率を政令にゆだねることには預金者の不利となるいか、郵便貯金事業経営の根本方針、特に国家資金としての要請と預金者の保護とのように調整するか、預金者に対する貸付及び郵政当局の自主運用がどうして認められないかなどの諸点について質疑を行ない、慎重審議をいたしました。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野上委員より本案に反対、自由民主党を代表して鈴木委員より次の附帯決議を付して賛成、その附帯決議の内容は、この法律の施行に当り、政府は次の各項の達成に努めべきである。
一、郵便貯金は国民大衆の零細なる貯蓄の集積であることからがんがみ、預金者の保護について万全の

措置を講ずること。

二、郵便貯金預金者が不時の金融を必要とする場合に処するための制度を速やかに検討し、預金者の引便を圖ること。

三、郵便貯金総額の制限を大巾に引き上げること。

右の本院提出案をここに送付する。
〔審査報告書は都合により、追録に掲載〕

昭和三十八年七月四日
参議院議長重宗雄三殿
衆議院議長清瀬一郎

内閣總理大臣
関越自動車道建設法案

(目的)

第一条 この法律、首都圏とこれに近接する日本海沿岸地域との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の関係を一層緊密にして、かつ、関係地域の開発を強力に推進するため、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成するものとして、緊急に、これらの地域を通ずる自動車の高速交通の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もつて産業基盤の強化に資することとくに国民经济の発展に寄与することを目的とする。

(予定路線)
2 第一条 前条に規定する自動車道(以下「関越自動車道」という。)の予定路線は、別に法律で定める。

3 政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に関する法律案を、起點を東京都、終点を新潟市とし、主たる経過地を川越市附近及び前橋市附近とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

4 この法律において「関越自動車道」とは、関越自動車道建設法(昭和三十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

5 第二条中第四項を第五項とし、

6 第三条の次に次の二項を加える。
7 第二条第一項に規定する関越自動車道をいう。

8 内閣總理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき関越自動車道の予定

路線を、国土開発総貫自動車道建設審議会(以下「審議会」という。)の議を経て、決定しなければならない。

第三条 内閣總理大臣は、関越自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線の建設に關する基本計画(以下「基本計画」という。)を立て、審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

第四条 第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

三 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第四条第二項及び第三項中「又より基本計画を決定したときは、運輸省、これを國の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

(基礎調査)

第五条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第六条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第七条第一項中「国土開発総貫自動車道に係るものは」を「国土開発総貫自動車道に係るものについて」に改め、「基本計画に」の下に「、関越自動車道に係るものについては、関越自動車道建設法第三条第二項中「国土開発総貫自動車道に係るものは」を「、国土開発

第八条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第九条第一項の規定により決定された

第十条第一項の規定により決定された

第十一条第一項の規定により決定された

第十二条第一項の規定により決定された

第十三条第一項の規定により決定された

第十四条第一項の規定により決定された

第十五条第一項の規定により決定された

第十六条第一項の規定により決定された

第十七条第一項の規定により決定された

第十八条第一項の規定により決定された

第十九条第一項の規定により決定された

第二十条第一項の規定により決定された

第二十一条第一項の規定により決定された

第二十二条第一項の規定により決定された

第二十三条第一項の規定により決定された

定する東海道幹線自動車国道」「東海道幹線自動車国道建設法(昭和三十五年法律第百二十九号)」

第二条に規定する東海道幹線自動車国道及び関越自動車道に改めると、第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

四 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

五 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第六条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

六 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第七条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

八 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第九条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

十 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第十一条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

十二 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

十四 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第十五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

十六 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第十七条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

十八 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

二十 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第二十一条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

二十二 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第二十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

二十四 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第二十五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加え。

二十五 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

二十六 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

〔北村暢君登壇、拍手〕

○北村暢君　ただいま議題となりま

た関越自動車道建設法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、首都圏とこれに近接する

日本海沿岸地域との産業経済等の関係を、一そら緊密にし、かつ、関係地域の開発を強力に推進するため、高速交通の用に供する幹線自動車道を建設しようとするものであります。

本委員会における質疑の内容は会議録に譲りたいと存じます。

○議長(重宗雄三君)　別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君)　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君)　この際、日程に追加して、失業保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君)　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めま

す。社会労働委員長鈴木強君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長鈴木強君。

〔審査報告書は都合により追録に

めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長鈴木強君。

険金に係る離職の日前の通算対象期間（前項の規定によつて合算されたものを含む。）については、これを当該失業保険金の所定給付日数（前条第一項又はこの条第一項若しくは次項の規定により受給期間内において受給資格者に失業保険金を支給することができる日数をいう。以下同じ。）の決定の基礎とされた期間から当該失業保険金の支給を受けた日数の所定給付日数に對する割合（当該割合が一をこえるときは、一とする。）を当該期間に乘じて得た期間を減じた期間として計算する。

三 前号の規定によつて計算した期間が一箇月に満たないとき、又はその期間に一箇月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

第一項第一号又は第二号に掲げる期間が一年未満であつて、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して九箇月以下である者は、前条第一項の規定にかかるわざ

業訓練」を「公共職業訓練等」と改め、同項第一号中「訓練を受けることを指示された職業」を「公共職業訓練等を受けることを指示された職種」に改め、同項第二号中「就職するため」を「所定給付日数」に改める。

第二十条の四第一項中「第二十条第一項及び第二十条の二第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数」を「所定給付日数」に改める。

第二十条の四第一項中「第二十条第一項及び第二十条の二第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数（以下この章において所定給付日数といふ。）」を「所定給付日数」に改め、同項第一号中「前項を決定しようとするとき」を「第一項の規定による措置を決定しようとするとき」に改め、同項第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支給を受けることができる者

が、労働大臣が指定する地域に住むかわらしが、労働大臣が指定する場合に、所又は居所を変更した場合には、引き続き同項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金を支給することができる。

第二十一条第一項本文中「公共職業訓練」を「公共職業訓練等」と改め、同項第一号中「訓練を受けることを指示された職業」を「公共職業訓練等を受けることを指示された職種」に改め、同項第二号中「就職するため」を「所定給付日数」に改める。

第二十二条の三（見出しを含む。）中「その期間」に、「第二十条第一項及び第二十六条の二第一項及び前条第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数」を「所定給付日数」に改める。

第二十二条の四第一項中「第二十二条第一項中「前項各号の一に該当するかしないか」を各号の一に該当するかしないか」を

「第一項各号の一に該当するかしないか」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

受給資格者（第二十条の五第一項本文に規定する者を除く。）が、正当な理由がないと認められるに

もかかららず、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準に従つて公共職業安定所が行なうその者の再就職を促進するため必要な職業訓練を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月をこえない範囲内において公共職業安定所の定める期間は、失業保険金を支給しない。

第二十三条第一項中「失業保険金の支給を「保険給付」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、

並びに第二十三条の二の規定は、第一項及び第二項の手当の支給について準用する。

（傷病給付金）

第二十六条 受給資格者が、離職後給付の制限を受けたためその日以後において当該受給資格に基づき失業保険金の支給を受けることが

できる日数の全部又は一部につき失業保険金の支給を受けることが

できなくなつたときは、第二十条の規定による

支給を受けることができない日に

ついて、傷病給付金を支給することができる。

前項の規定に該当する者が、傷病給付金の支給を受けるには、命令の定めるところによつて、同項

の規定に該当することについて公職業安定所の認定を受けなければならぬ。

傷病給付金の日額は、第七十七条第一項又は第二項の規定による失業保険金の日額に相当する額とする。

傷病給付金は、第一項の規定に該当する者の所定給付日数から当該受給資格に基づきすでに失業保

険金を支給した日数を差し引いた日数をこえては支給しない。

第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項の規定に

該受給資格に基づきすでに失業保険金を支給した日数を差し引いた

日数をこえては支給しない。

第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項の規定に

該受給資格に基づきすでに失業保険金を支給した日数に相当する

日数をこえては支給しない。

（傷病給付金）

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、第一項及び第二項の手当の支給について準用する。

（傷病給付金）

第二十六条 受給資格者が、離職後給付の制限を受けたためその日以後において当該受給資格に基づき失業保険金の支給を受けることが

できる日数の全部又は一部につき失業保険金の支給を受けることが

できなくなつたときは、第二十条の規定による

支給を受けることができない日に

ついて、傷病給付金を支給することができる。

前項の規定に該当する者が、傷病給付金の支給を受けるには、命令の定めるところによつて、同項

の規定に該当することについて公職業安定所の認定を受けなければならぬ。

傷病給付金は、第一項の規定に

該当する者の所定給付日数から当該受給資格に基づきすでに失業保

険金を支給した日数を差し引いた日数をこえては支給しない。

業安定所の定める日に支給する。ただし、当該職業につくことができない期間が引き続き一箇月をこえるに至つた者については、その期間中において公共職業安定所の定める日に支給することができる。

傷病給付金は、第一項の規定に該当する者が、当該疾病又は負傷の日について、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十五条の規定による傷病手当金、労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第七十六条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法(昭和二年法律第五十号)第十二条の規定による休業補償費その他これらに相当する給付であつて法令(法令の規定に基づく条例又は規約を含む)により行なわれるものうち政令で定めるものを受けられが能够する場合には、支給しない。

傷病給付金の支給に關し必要な事項は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める。

第十七条第三項から第五項まで、第十九条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、傷病給付金の支給について準用する。この場合において、第十七条第三項中「失業の認定」とあるのは、「第二十六条第二項の認定」と、第十七条の四第一項中「第十六条の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間」とあり、同条第二項中「失業の認定を受けた期間」とあるのは、「第二十六条第二項の

業安定所の定める日)に支給する。

認定を受けた期間」と読み替えるものとする。

第二十六条の二第三項中「第二十条三条の二及び第四十七条第一項」を「及び第二十三条の二」に改め、同条第五項中「第二十三条及び第三項並びに」を「第二十三条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二十七条の見出しを「移転費」に改め、同条第一項中「届出をしないが、事實上その者と婚姻關係と同様の事情にある者を含む。」を削り、「費用」の下に「(以下移転費といふ。)」を加え、同条第二項中「前項の費用」を「移転費」に改め、同条第三項中「第二十三条及び」を「第二十三

条第一項及び第三項並びに」、「第二十一条の規定による移転に要する費用」を「移転費」に改め、同条第三項中「第二十三条及び」を「第二十三

条第一項及び第三項並びに」、「第二十

(国庫の負担)

第二十八条 国庫は、次の区別によつて保険給付に要する費用の一部を負担する。

一 第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業に要する費用の四分の一

二 第三十八条の五の日雇労働被保険者に係る失業保険事業に

いては、保険給付に要する費用の三分の一

第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業について、国庫は、毎会計年度において、支取した保険料総額をとあるのは、当該超過額について、前項第

一号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した保険給付総額の三分の一に相当する額に達する額

をとえ、又は当該保険料総額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見を聞いて、千分の十二から千分の十六までの範囲内において前項に規定する保険料率を変更することができる。

第三十八条の五の日雇労働被保険者に係る失業保険事業について、国庫は、毎会計年度において、徴収した保険料総額が支給された保険給付総額の三分の二に相当する額をとること。

第三十五条第三項中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第三十八条の五第一項中「第二十条六まで、第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条」を「第二十三までに、「第二十四条、第二十六条から第二十七条までに、「第三十条から第三十二条まで、第三十四条から第三十四条の五まで」を「第三十条から第三十四条の五まで」に改める。

第三十八条の九第三項中「第三十条から第三十二条まで、第三十四条から第三十四条の五まで」を「第三十条から第三十四条の五まで」に改める。

第三十八条の九第三項中「第三十条から第三十二条まで、第三十四条から第三十四条の五まで」を「第三十条から第三十四条の五まで」に改める。

第三十八条の九第三項を削る。

一 第三十条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

二 労働大臣は、毎会計年度において、徴収した保険料総額と国庫の負担額(第二十八条第四項の規定

に相当する額を下るに至つた場合において、その合計額との差額を

第三十八条の九の三 前条第一項の規定にかかるときは、第三十八条の五第二項ただし書の認可を受けた場合を除く。において、その

月において十八日以上又は六月に月の最後の月の翌月以後四月の期間内に行なわなければならない。

三十八条の九第一項及び第二項の規定により失業保険金の支給を受けることができる。

前項の申出は、同項第一号の六月において十八日以上又は六月に月において十八日以上又は六月に月の最後の月の翌月以後四月の期間内に行なわなければならない。

三十八条の九第一項及び第二項の規定により失業保険金の支給を受けることができる。

前項の申出は、同項第一号の六月において十八日以上又は六月に月において十八日以上又は六月に月の最後の月の翌月以後四月の期間内に行なわなければならない。

三十八条の九第一項及び第二項の規定により失業保険金の支給を受けることができる。

三十八条の九第一項及び第二項の規定により失業保険金の支給を受けることができる。

一 繼続する六月間に保険料が各月十一日分以上かつ、通算して八十四日分以上納付されないこと。

二 前号の六月のうち後の五月間に第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

三 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

四 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

五 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

六 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

七 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

八 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

九 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

十 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

十一 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

十二 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

十三 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

十四 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

十五 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

十六 第二号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

2 第二十条の二の改正規定の施行
の日前の被保険者の資格の喪失に
係る被保険者であつた期間で、附
則第十三条第一項又は昭和三十四
年七月及び八月の水害並びに同年
八月及び九月の風水害に関する失
業保険特別法（昭和三十四年法律
第百九十五号）第九条若しくは第
十条の規定により、第二十条の二の
改正規定の施行の日以後の被保険
者の資格の喪失に係る被保険者で
あつた期間と通算されるものにつ
いては、前項の規定を適用しない。

第六条 第二十条の二の改正規定が
施行されるまでの間は、新法第二
十条の三第一項中「所定給付日数」
とあるのは、「第二十条第一項及
び前条第一項から第三項までの規
定により失業保険金を支給するこ
とができる日数」を読み替えるも
のとする。

第七条 新法第二十三条第一項（同
法第二十五条第四項、第二十六条
第十項、第二十六条の二第五項及
び第二十七条第三項において準用
する場合を含む。）の規定は、この
法律の施行の日以後の詐欺その他
不正の行為に係る保険給付の制限
について適用し、この法律の施行
の日前の詐欺その他不正の行為に
係る保険給付の制限については、
なお従前の例による。

（失業保険特別会計法の一一部改正）

第八条 失業保険特別会計法（昭和
二十二年法律第百五十七号）の一
部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「保険金」を
「保険給付費」に改める。
(国家公務員等退職手当法の一部
改正)

第九条 国家公務員等退職手当法
(昭和二十八年法律第百八十二号)
の一部を次のよう改正する。

第十条第一項中「(その者が失業
保険法（昭和二十二年法律第百四
十六号）第二十条の三第一項に規
定する場合の公共職業訓練に相当
する公共職業訓練を受ける場合に
おいて、当該公共職業訓練を受け
終わるべき日がその一年の期間を
経過した日以後の日であるとき
は、その日までの期間）」を削り、
「失業している場合においては、」
の下に「当該退職の日において、」
を加え、「その者を同法」を「その
者を失業保険法（昭和二十二年法
律第百四十六号）」に改め、同条第
五項を次のように改める。

5 第一項又は第三項の規定によ
る退職手当の支給を受ける者が
失業保険法第二十条の三第一項
に規定する場合の公共職業訓練
等に相当する公共職業訓練等を受
ける場合において、当該公共
職業訓練等を受け終わる日が、
退職の日の翌日から起算して一
年の期間を経過した日以後の日
であるときには、当該日まで第
一項又は第三項に規定する退職
手当を支給する。

第十条第七項を同条第八項と
し、同条第六項中「前項の規定に
よる」を「前項第三号又は第四号に
掲げる」に改め、同項を同条第七
項とし、同条第五項の次に次の一
項を加える。

6 第一項、第三項及び前項に定
めるもののほか、第一項又は第
三項の規定による退職手当の支
給を受けることができる者で次
の各号の規定に該当するものに
対しては、必要に応じ、失業保
険法第二十五条から第二十七条
までの規定に準じて政令で定め
るところにより、それぞれ當該
各号に掲げる給付を、退職手当
として支給することができる。

第十一条 炭鉱離職者臨時措置法（昭
和三十四年法律第百九十九号）の
一部を次のように改正する。

第十七条第二項から第四項まで
を次のように改める。

2 手帳の発給を受けた者に扶養
親族（主としてその者により生
計を維持されている配偶者（届
出をしていないが、事実上婚姻
關係と同様の事情にある者を含
む。以下同じ。）又は十八歳未満
の子（十八歳以上の子のうち労
働省令で定める廢疾の状態にあ
るものを含む。）をいう。以下同
じ。）がある場合において、前項
の規定による手当の日額に相当
する額は、その者の手当の日
額は、同項の規定にかかるわ
ず、同項の日額に相当する額に
扶養親族一人につき二十円（子
のうち一人を除いた子について
は、十円）を加算した額（その額
が四百五十円を超えるときは、そ
れを四百五十円とする。）

四 就職するに至った者につい
ては、就職支度金

五 公共職業安定所の紹介した
職業につくためその住所又は
居所を変更する者について
は、移転費

3 前項の規定による加算は、手
帳の発給を受けた者が、労働省
令の定めるところによつて、同
項の規定に該当する旨を公共職
業安定所長に届け出た日以後最
初に第十四条の規定により出頭
した日（同条ただし書の規定に
該当するときは、前条第三項の
規定により出頭したものとみな
されれた日）の直前の出頭すべき
日の翌日（当該出頭日が最初の
出頭すべき日であるときは、手
帳の発給の申請の日から起算し
て八日目に当たる日）以降で前
項の規定に該当する日分につい
て行なう。

4 手帳の発給を受けた者が、天
災その他やむを得ない理由によ
り前項に規定する届出をするこ
とができるなかつた場合におい
て、その理由がやんだ日から七
日以内に届出をしたときは、同
項の規定の適用については、そ
の理由が生じた日に届出がされ
たものとみなす。

第十七条の次に次の二条を加え
る。

（賃金日額）

第十七条の二 前条第一項の賃金
額は、手帳の発給を受けた者
が第八条第一項第一号の離職の
日の属する月前十二月（月の末
日において離職したときは、そ
の月及びその前十一月）におい
て賃金の支払の基礎となつた日

数が十一日以上である各月(その後の六月)に支払を受けた賃金の総額を、三十にその月数を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の賃金日額については、失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第十七条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第十八条第一項を次のように改める。

第十九条 手帳の発給を受けた者が失業保険法の規定による失業保険金の受給資格者である場合には、その者が当該資格に基づく所定給付日数(同法第二十条第一項、第二十二条の二第一項若しくは第四項若しくは第二十条の三第一項の規定により又は同法第二十二条の四第一項の規定による措置に基づき失業保険金の支給を受けることができる日数をいう。以下この項において同じ。)分の失業保険金の受け終わるか、又は受け終くなるまでの間は、手当を支給しない。その者が同法第二十条の五第一項又は第二十三条第一項(同法第二十六条第十項において準用する場合を含む。)の規定による給付の制限を受けたため失業保険金又は傷病給付金の支給を受けたことができない間も、同様とする。

第十八条第三項の次に次の二項を加える。

第十九条 第五項を次のように改める。

第十九条 第五項を次のように改める。

第二十条 第二項を次のように改める。

第二十条 第二項を次のように改める。

第二十一条 第二項を次のように改める。

第二十一条 第二項を次のように改める。

第二十二条 第二項を次のように改める。

第二十二条 第二項を次のように改める。

きなくなつた場合においては、支給を受けることができなくなつた日の前日における失業保険金の支給残日数(当該失業保険金の受給資格に基づく所定給付日数からすでに失業保険金又は傷病給付金の支給を受けた日数を差し引いた日数(その日数が、失業保険金又は傷病給付金が支給されないこととなつた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数をこえるときは、その日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数)をいう。)が経過するまでの間も、同様とする。

第二十三条 第二項を次のように改める。

第二十四条 第二項を次のように改める。

第二十五条 第二項を次のように改める。

第二十六条 第二項を次のように改める。

第二十六条 第二項を次のように改める。

第二十七条 第二項を次のように改める。

第二十八条 第二項を次のように改める。

第二十八条 第二項を次のように改める。

第二十九条 第二項を次のように改める。

第二十九条 第二項を次のように改める。

4 第一項前段、第二項前段及び前項前段の場合において、当該失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額が第十七条の規定による手当の日額に満たないときは、第一項前段、第二項前段及び前項前段の規定にかかる規則による手当の日額から当該手当の日額を控除した

失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額が第十七条の規定による手当の日額に満たないもの又は廃業

規定による手当の日額に満たないときは、第一項前段、第二項前段及び前項前段の規定にかかる規則による手当の日額から当該手当の日額を控除した

失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額が第十七条の規定による手当の日額に満たないもの又は廃業

ことができる者で疾病若しくは負傷により就職指導を受けるために公共職業安定所に出頭することはできないもの又は廃業の状態にあることを理由としてうとする者に対しても、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

第十七条第二項の規定による計算の対象となり、若しくはならないと命ずることができる。

第十四条に次の二項を加える。

2

この法律の施行の際に前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条第二項の規定に該当する者が、この法律の施行の日から起算して三十日以内に同項の規定に該当する旨を公共職業安定所長に届け出たときは、その届出に係る扶養親族についての同項の規定による加算は、同条第三項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日分から行なう。

3 失業保険法第二十条の二の改正

規定が施行されるまでの間は、前述の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十八条第一項中「第二十条の二第一項若しくは第四項」とあるのは、「第二十条の二第一項から第三項まで」と読み替へ（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

2 前項の規定による失業保険金の支給を受けるには、当該休業について労働省令の定めるところにより労働大臣の確認を受けなければならぬ。

前項の規定による失業保険金の支給を受けるには、当該休業について労働省令の定めるところにより労働大臣の確認を受けなければならぬ。

6 第二項の確認に関する処分について

ついては、失業保険法第四十条から第四十二条まで及び第五十一条の規定を準用する。

(激甚災害時における特例に関する暫定措置)

第十三条 この法律の施行の日から

第二十条の二の改正規定が施行されるまでの間において激甚災害に

対処するための特別の財政援助等

に関する法律第二十五条第二項の

認可を受けた後、同条第五項の規

定により従前の事業主に雇用され

険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の適用を受ける事業

所に失業保険の被保険者（同法第三十八条の五の日雇労働被保

険者を除く。）として雇用されて

いる者が、当該事業所が災害を

受けたため、やむを得ず、事業

を休止し、又は廃止したことによ

り休業するに至り、労働の意

思及び能力を有するにもかかわ

らず、就労することができず、

かつ、賃金を受けることができ

ない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業し

ているものとみなして失業保険金を支給することができる。た

だし、災害の状況を考慮して、

地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

十三条の三の規定は、適用しない。

第一項の規定による失業保険金の支給については、失業保険法第十六条、第十九条及び第二十四条の規定の適用について労働省令で特別の定めをすることができる。

5 第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、失業保険法の規定の適用については、指定期日までに従前の事業所に

日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、

指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。

6 第二項の確認に関する処分について

ついては、失業保険法第四十条から第四十二条まで及び第五十一条の規定を準用する。

(激甚災害時における特例に関する暫定措置)

目次中「失業保険金（第三十三号）」を「失業保

険金（第三十三号ノ二）第三十三号ノ十八」に、「第八節

第十節 福祉施設

ノ十八」に、「第八節 遺族年金及

第十節 福祉施設

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年七月四日

衆議院議長重宗雄三殿 清瀬 一郎

（小字及び
〔は〕は衆議院修正）

船員保険法の一部を改正する法律案

ゲル者ニシテ被保險者ガ行方不明ト為リタル當時主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス
一、被保險者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母
二、被保險者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ属スルモノ
三、被保險者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ子及父母ニシテ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ属スルモノ

第二十三条ノ五中「第二十三条ノ二乃至」を「第二十二条ノ三、第二十三条ノ二、」に、「遺族」を「被扶養者又ハ遺族」に改める。

第二十三条ノ六中「遺族年金」を行方不明手当金又ハ遺族年金」に、「其ノ年金」を「其ノ手当金又ハ年金」に改める。

第二十五条ノ二第一項中「疾病、負傷」を「疾病、負傷、行方不明」に改める。

第二十三条ノ五第一項中「三回」を「二回」に改める。

第二十五条ノ二第一項中「百分ノ額百八十円ニ満タザルトキハ百八十円」を加え、同条第三項を次のように改める。

第一号又ハ第三号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ當該各号ニ定ムル順序ニ依リ同項第二号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ親等ノ少キ者ヲ先ニス但シ父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ寒父母ヲ後ニス
第二十二条ノ三 行方不明手当金ヲ維持シタル子ト看做ス

第三十三条ノ九第一項中「百分ノ額ニ相当スル金額」の下に「(其ノ額八十円)ヲ前項ノ失業保険金ノ金額ニ加給ス

第三十三条ノ十一中「失業ノ日数」の下に「(疾患又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザリシ日数ヲ含ム)」を加える。

第三十三条ノ十四を第三十三条ノ十七とし、第三章第四節中同条の次に次の一項を加える。

第三十三条ノ八 本法中本節以外ニ於テ失業保険金ト称スルハ前三条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ムモノトス
第三十三条ノ三第十三条ノ三ノ規定ニ依ル給付ヲ含ムモノトス
第三十三条ノ二第一項ただし書を次のように改める。

此の場合ニ於テハ第二十二条ノ三但書ノ規定ヲ準用ス

エザルトキハ失業保険金ノ全額ヲ支給シ其ノ合算額ガ其ノ標準報酬日額ノ百分ノ八十二相当スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ガ失業保険金ノ日額(前項ノ規定ニ依リ加額スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)ヲ以て之ニ同ジ)ヲ超エザルトキニ限

失業保険金ノ日額ヨリ其ノ超過額ヲ控除シタル残額ヲ支給ス

第三十三条ノ九第二項の次に次の一項を加える。

第三十三条ノ十二第一項ニ規定スルコトヲ得

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ

日額ノ百分ノ八十二相当スル額ヲ支給シ其ノ合算額ガ其ノ標準報酬

公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ

第三十三条ノ十三第一項ニ規定スル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導

ヲ受クルトキハ其ノ期間其ノ者ニ

対シ技能習得ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

ヨリ既ニ失業保険金ヲ支給セル日數ヲ差引キタル日數ヲ超エテ支給

第一項ノ規定ニ依ル給付ノ支給アリタルトキハ第三十三条ノ十二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル給付ヲ支給セル日數ニ相当スル日數分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル給付ハ海運局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ第三十三条ノ十三第一項ニ規定スル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導

所シ職業ノ補導ヲ受クル為しノ者被保険者ナリセバ第一條第二項ニ掲

タル被扶養者タルベキ者ト別居シテ寄宿シタルトキハ其ノ期間其ノ

者ニ対シ其ノ寄宿ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

前二項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ社会保険庁長官社会保険審議会ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第三十三条ノ十六 第十三条ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ海運局又ハ公共職業安定所又ハ都道府県

最初ニ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日(当該疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受ク

ベキ日ナキ場合ニ於テハ海運局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ都道府

県知事ノ定ムル日)ニ支給ス但シ

ハ公共職業安定所ノ長又ハ都道府

県知事ノ定ムル日)ニ支給ス但シ

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年六月十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び
は衆議院修正)

沿岸漁業等振興法案

沿岸漁業等振興法

(目的)

第一条 この法律は、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることにより、その发展を促進し、あわせて沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むこととを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次の各号に掲げる漁業をい。一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行なう水産動植物の採捕の事業。二 漁具を定置して行なう水産動物の採捕の事業(前号に該当するものを除く。)三 水産動植物の養殖の事業

2 この法律において「沿岸漁業等」とは、次の各号に掲げる漁業をい。一 沿岸漁業二 沿岸漁業以外の漁業で、その漁業に係る漁業生産活動の大部

分が政令で定める中小漁業者により行なわれているもの

(国の施策) 第三条 国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、そ次の各号に掲げる事項に関する政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講しなければならない。

一 水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖(○漁場の効用の低下及び喪失の防止)によるものと、水産資源の維持増大を図ること。

二 港港の整備、漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によつて、生産性の向上を図ること。

三 経営規模の拡大、生産行程についての協業化、生産性の高い漁業への転換、資本設備の高度化等と漁場の利用の合理化によって、経営の近代化を図ること。

四 水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物(加工水産物を含む。以下同じ。)の保管及び輸送の施設の整備、水産物の取引の近代化、水産加工業の振興、水産物の生産及び流通の調整等によつて、水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定を図ること。

五 海外市場の開拓、輸出に係る水産物の競争力の強化、輸出取引の秩序の確立等によつて、水産物の輸出の振興を図ること。六 水産物の輸入によつてこれと競争關係にある水産物を生産する沿岸漁業等に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において必要があるときは、輸入の調整等によって、經營の安定を図ること。

七 漁業資材の生産及び流通の合理化並びに價格の安定を図ること。

八 災害による損失の合理的な補償(○漁業の亂作の防止及び防護)を図ること。

九 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

十 職業訓練及び職業紹介の事業の充実、漁村地方における農業、工業等の振興等によつて、沿岸漁業等の經營に係る家計の安定に資するとともに、沿岸漁業等の従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適切な職業に就くことができるようになること。

十一 漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

2 前項の施策は、地域の自然的經濟的社會的諸条件を考慮して講ずるものとする。

(地方公共団体の施策) 第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施設を講ずるよう努めなければならない。

第五条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ。

第六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第四条の施策を講ずるにあたつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならぬ。

(沿岸漁業等の従事者等の努力の助長) 助長

2 政府は、第三条第一項の施策を講ずるにあたつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならぬ。

五 その他沿岸漁業の構造改善の共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の施設の整備

六 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図すること。

七 漁業資材の生産及び流通の合理化並びに價格の安定を図ること。

八 災害による損失の合理的な補償(○漁業の乱作の防止及び防護)を図ること。

九 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

十 職業訓練及び職業紹介の事業の充実、漁村地方における農業、工業等の振興等によつて、沿岸漁業等の經營に係る家計の安定に資するとともに、沿岸漁業等の従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適切な職業に就くことができるようになること。

十一 漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

2 前項の施策は、地域の自然的經濟的社會的諸条件を考慮して講ずるものとする。

(財政上の措置等) 第五条 政府は、第三条第一項の施

造、能率的な漁具及び漁ろう装

置の設置等経営の近代化のための施設の導入

四 水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の

五 その他沿岸漁業の構造改善の共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の

六 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

七 漁業資材の生産及び流通の合理化並びに價格の安定を図ること。

八 災害による損失の合理的な補償(○漁業の乱作の防止及び防護)を図ること。

九 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

十 職業訓練及び職業紹介の事業の充実、漁村地方における農業、工業等の振興等によつて、沿岸漁業等の經營に係る家計の安定に資するとともに、沿岸漁業等の従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適切な職業に就くことができるようになること。

十一 漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

2 前項の施策は、地域の自然的經濟的社會的諸条件を考慮して講ずるものとする。

(財政上の措置等) 第五条 政府は、第三条第一項の施

造、能率的な漁具及び漁ろう装

置の設置等経営の近代化のための施設の導入

四 水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の

五 その他沿岸漁業の構造改善の共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の

六 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

七 漁業資材の生産及び流通の合理化並びに價格の安定を図ること。

八 災害による損失の合理的な補償(○漁業の乱作の防止及び防護)を図ること。

九 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

一〇五四

の向上、水産物の利用及び加工についての技術の改良発達等を図るために、國の試験研究機関の行ならぬ、沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業を充実する等必要な措置を講ずるものとする。

2 國は、沿岸漁業等に関する調査及び試験研究につき、その重複を避け、及びその成果を高めるため、その課題、方法等について他の試験研究機関と協議し、当該調査及び試験研究を他の試験研究機関と協力して実施する等必要な措置を講ずるものとする。

(改良普及の事業に従事する職員等)
第十一条 國は、沿岸漁業の生産性の向上及び經營の近代化並びに沿岸漁業等の従事者の生活改善を図るため、都道府県が、沿岸漁業等に関する技術及び知識を普及し又は沿岸漁業等の従事者の生活改善の指導を行なうこと任務とする職員並びにその職員を指導し及び沿岸漁業等に関する専門的事項について調査研究を行なうことを行う専門の職員を置く場合に、その設置及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

(沿岸漁業調整審議会への諮問)
第十二条 豊林大臣は、この法律の施行に関する重要事項について、中央漁業調整審議会の意見を聞くことができる。

(審議会)
第一三 条 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることにより、大臣の諮詢に応じ、この法律の施行に関する

昭和三十八年七月六日 参議院会議録第三十三号 れた日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条(2)(iii)の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結に

一〇五六

議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び平成二十四年十一月五日にラングーンで署名さる。

月十六日から十二年の期間内に、ビルマ連邦に供与するものとする。

2 前記の生産物及び役務の供与は、最初の十一年の期間に、毎年平均して、現在において四十二億千二百万円(四、二二二、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される千百七十万合衆国ドル(一一、七〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額となるよう行ない、十二年目の年に、残余について行なうものとする。

第一条

1 この協定に基づいて供与される生産物及び役務は、ビルマ連邦政府が要請し、かつ、両政府が合意するものでなければならない。

2 両政府は、各年度に日本国が供与する生産物及び役務を定める実施計画(以下「実施計画」という。)を協議により決定するものとする。

第二条

1 この協定に基づいて供与される外務政務次官 飯塚定輔
ビルマ連邦駐在特命全権大使 小田部謙一
ビルマ連邦
外務大臣 ティ・ハン
これら全権委員は、互いにその全権委任状を示してそれが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第三条

1 この協定に基づいて供与される生産物は、主として資本財とする。2 この協定に基づく生産物の供与は、日本国とビルマ連邦との間の通常の貿易が阻害されないように行なわれるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「認証契約」といふ。

3 1の規定にかかわらず、この協定に基づく生産物及び役務の供与は、認証契約なしで行なうことが可能である。ただし、両政府間の合意によらなければならぬ。

4 第四条

1 第六条の使節団は、この協定に基づいて生産物及び役務の供与が行なわれるため、ビルマ連邦政府に代わって、日本国民又は日本国の法人と直接に契約を締結するものとする。

2 1の契約(その変更を含む。)は、(a)この協定の規定、(b)両政府がこの協定の実施のため行なう取扱の規定及び(c)適用される実施計画に合致するものでなければならぬ。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るため、使節団により、日本国政府の指定された当局に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に行なわれるものとする。定められた期間内に認証が得られなかつたときは、その契約は、第八条の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に行なわれるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「認証契約」といふ。

5 第五条

1 日本国政府は、第六条の使節団が認証契約により負う債務並びに支払を、第九条の規定に基づいて定める手続によつて、行なうものとする。この支払は、日本円で行なるものとする。

2 日本国は、1の規定に基づく円による支払を行なうことにより、及びその支払を行なつた時に、その支払に係る生産物及び役務をビルマ連邦に供与したものとみなされる。

3 第六条

1 ビルマ連邦政府は、この協定の実施(第四条1の契約の締結及び認証契約の実施を含む。)を任務とする同政府の唯一かつ専管の機関として、ビルマ連邦政府の使節団を日本国内に設置する。

2 使節団の任務の効果的な遂行のため必要であり、かつ、もつばらその目的に使用される使節団の日本における事務所は、東京及び兩政府間で合意することがある他の場所に設置することができる。

6 第七条

1 ビルマ連邦の国民であり、かつ、通常日本国内に居住していな使節団のその他の職員は、自分の職務の遂行について受け取れる報酬に対する日本国における課税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する課税その他の輸入について又

は輸入に関連して課される課徴金を免除される。

7 認証契約から又はこれに関連して生ずる紛争で、他の方法により解決することができないため日本国の裁判所に提起されるものについては、使節団の法務部長の職にある者は、訴え、又は訴えられることができるものとし、そのために使節団における自己の事務所において訴状その他の訴訟書類の送達を受けることができるものとする。ただし、訴訟費用の担保を供する義務を免除される。使節団は、3及び5に定めるところにより不可侵及び免除を与えられてはいるが、前記の場合において管轄裁判所が行なつた最終の裁判を、使節団を拘束するものとして、受諾するものとする。

8 最終の裁判の執行にあたり、使節団に属し、かつ、その任務の遂行のために使用される土地及び建物並びにその中の動産は、いかなる場合にも強制執行を受けることはない。

第七条

1 兩政府は、この協定の円滑なかつ効果的な実施のため必要な措置を執るものとする。

2 ピルマ連邦は、日本国がこの協定に基づいて生産物及び役務を供与することができるようにするため、利用することができる現地の

労務、資材及び設備を提供するものとする。

3 この協定に基づく生産物又は役務の供与に関連してビルマ連邦内において必要とされる日本国民は、その作業の遂行のためのビルマ連邦への入国及び同國における滞在に必要な便宜を与えられるものとする。

4 日本国の国民及び法人は、この協定に基づく生産物又は役務の供与に関連して生ずる所得に關し、ビルマ連邦における租税を課されない。

5 ビルマ連邦は、この協定に基づいて供与される日本國の生産物が、兩政府間で別段の合意をした場合を除くほか、ビルマ連邦の領域から再輸出されないようにすることを約束する。

第八条

この協定の実施に関する事項についての兩政府間の協議及び兩政府への勧告のための機関として、兩政府の代表者で構成される合同委員会を東京に設置する。

第九条

この協定の実施に関する手続その他細目は、兩政府間で協議により合意するものとする。

第十一条

この協定の解釈及び実施に関する件は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

両政府が解決に達することができなかつたときは、その紛争は、各政府が任命する各一人の仲裁委員とのようにして選任された二人の仲裁委員の合意により定める第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、いずれか一方の國の國民であつてはならない。各政府は、いずれか一方の政府が他方の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各一人の仲裁委員を任命しなければならず、第三の仲裁委員は、前記の期間に三十日を加えた期間内に合意されなければならぬ。いずれか一方の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について当該期間内に合意されなかつたときは、いずれの一方の政府も、それぞれ当該仲裁委員又は第三の仲裁委員を任命することを國際司法裁判所長に要請することができる。両政府は、この条の規定に基づいて与えられた裁定に服することを約束する。

11 第十二条

この協定は、批准されなければならぬ。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書は、できるだけすみやかに交換されるものとする。

日本国とビルマ連邦との間の經濟及び技術協力に関する協定の効力発生日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名捺印した。

千九百六十三年三月二十九日にラングーンで、英語により本書二通を作成した。

千九百六十三年三月二十九日にラングーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

飯塚定輔

小田部謙一

ビルマ連邦のために

ティ・ハン

日本国のために

飯塚定輔

小田部謙一

ビルマ連邦のために

ティ・ハン

[審査報告書は都合により追録にラングーンで署名された日本

千九百五十四年十一月五日

ラングーンで署名された日本

國とビルマ連邦との間の平和

条約第五条1(a)(iii)の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書

日本国とビルマ連邦との間の經濟及び技術協力に関する協定に本日署名するにあたり、下名の全権委員

は、次のことと協定した。

ビルマ連邦は、日本国とビルマ連邦との間の經濟及び技術協力に関する協定の効力発生の日の後は、千九

百五十四年十一月五日にラングーン

で署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条1(a)(iii)の規定に基づくかかる要求をも提起しないものとする。

この議定書は、批准されなければならぬ。批准書が交換された後、日

本國とビルマ連邦との間の經濟及び技術協力に関する協定の効力発生日に効力を生ずる。

昭和三十八年七月四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和三十八年七月六日 参議院会議録第三十二号 日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条1(a)(iii)の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を求めるの件外二件

官報(号外)

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件
通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書

政府をも代表して行動するベルギー王国政府は、
オランダ王国政府、ベルギー王国政府及びルクセンブルグ大公国政府が國稅及び貿易に関する一般協定第35条の規定の日本国に対する援用を撤回することに関連して、千九百六十年十月八日に東京で署名された通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定(以下「協定」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

協定第三条1及び2を削り、次の規定を置く。

ブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

一方日本国政府並びに

他方千九百五十八年二月三日に
ヘーグで署名されたベネルックス経済同盟を設立する条約に基づいて共
同して行動する
オランダ王国政府及び
自己の名において、かつ、現行の
諸協定に従いルクセンブルグ大公国

政府をも代表して行動するベルギー王国政府は、
オランダ王国政府、ベルギー王国政府及びルクセンブルグ大公国政府が國稅及び貿易に関する一般協定第35条の規定の日本国に対する援用を撤回することに関連して、千九百六十年十月八日に東京で署名された通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定(以下「協定」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

千九百六十三年四月三十日 東京
で、英語により本書三通を作成した。
日本国政府のために
大平正芳

オランダ王国政府のために

N・A・J・デ・フォーラント

ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
アルベール・ユッペール

以上の証拠として、このために正當に委任された下名の代表者は、この議定書に署名した。
オランダ王国政府、ベルギー王国政府及びルクセンブルグ大公国政府が國稅及び貿易に関する一般協定第35条の規定の日本国に対する援用を撤回することに関連して、千九百六十年十月八日に東京で署名された通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定(以下「協定」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第二条

協定第六条1を削る。

第三条

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

品の国内の生産者に重大な損害を与える又は与えるおそれがある条件で自國の領域内に輸入されていること及びその損害を防止し又は救済するためなんらかの措置を必要とすることについて、合理的な証拠があると認めるときは、事態の通告を行なわれたときは、相互に通告を行なわなければならぬ。輸出締約国は、輸入締約国が執った措置の効果と実質に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締約国が執った措置の効果と実質に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締約国がこの議定書に基づく措置を終了させたときは、輸出締約国は、直ちに自國の措置を終了させなければならない。

(b) 相当な期間内に満足する合意に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締約国が執った措置の効果と実質に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締約国がこの議定書に基づく措置を終了させたときは、輸出締約国は、直ちに自國の措置を終了させなければならない。

約国が執った措置の効果と実質に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締約国がこの議定書に基づく措置を終了させたときは、輸出締約国は、直ちに自國の措置を終了させなければならない。

輸出締約国は、直ちに自國の措置を終了させなければならない。

輸入締約国には、締約国は、個別的に及び相互に協力して、その措置をできる限りすみやかに終了させたため、最善の努力をしなければならない。

(c) 輸入締約国がこの議定書に基づく措置を終了させたときは、輸出締約国は、直ちに自國の措置を終了させなければならない。

2 前記の協議が相当な期間内に相互に満足する解決をもたらさなかつたときは、輸入締約国は、1の損害を防止し又は救済するため必要な範囲及び期間を限度として、当該產品について数量的輸入制限を課すことができる。

3 遅延すれば回復し難い損害を生ずるような急迫した事態においては、2の規定に基づく措置は、1の通告を行なつた後に、又は1の協議が完了する前に、暫定的に執ることができる。ただし、協議は、相互に満足する解決を見いだすため、繼續しなければならない。

4 (a) 輸出締約国は、2又は3の規定に基づいて輸入締約国の執つた措置がその利益を著しく阻害するほど多くの敵の產品又は多

くの量の貿易に影響を及ぼすと認めるときは、それまでに発展した事態(執られた措置を含む。)について、輸入締約国と協議を行なうことを書面により要請することができる。

5 2、3又は4に定める措置が執られる場合には、締約国は、個別的に及び相互に協力して、その措置をできる限りすみやかに終了させたため、最善の努力をしなければならない。

6 (a) いずれか一方の締約国において他方の締約国の特定の產品について輸入制限が従来から継続して実施されており、かつ、当該產品に対する制限を突然撤廃すれば同様の產品又は直接的競争產品の國內の生産者に重大な損害を与えることとなる場合に、輸入締約国は、過渡期の措置として、締約国の政府間で合意される輸入制限を課することができる。

- (b) 前記の制限を適用する締約国は、次のことを約束する。
- 他方の締約国の貿易に対し、市場の公平かつ合理的な割当分を与えること。
 - 前記の制限をできる限り早い時期に緩和し又は撤廃するための政策を実施すること。

- (c) 締約国は、(a)の規定に従つて執られた措置をできる限りすみやかに撤廃するため、その措置の運用を毎年検討するものとする。
- 7 (a) この議定書は、批准されなければならない。批准書は、日本政府に寄託するものとする。
- この議定書は、前記の通商に関する協定を改正する議定書の効力発生の日に効力を生ずる。ただし、その時までに三番目の批准書が寄託されていることを条件とする。
- (b) この議定書は、いずれか一方の締約国の要請によりその効力発生の日から六年の期間が終了する前に十分な余裕を置いて行なわれる協議において締約国が合意するときは、その期間の満了の日に終了する。締約国は、この議定書を終了させる可能性を検討するため、いずれか一方の締約国の要請により隨時協議するものとする。
- (c) (b)の規定にかかるらず、この議定書は、一方日本と他方歐州経済共同体諸国との間の共同
- 以上の証拠として、下名の代表者は、この議定書に署名した。

千九百六十三年四月三十日に東京で、英語により本書三通を作成した。

日本政府のために
大平正芳
オランダ王国政府のために
N・A・J・デ・フォーグト
ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
アルベール・ユッペール

- 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
- 日本政府がフランス共和国との間の協定について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。
- 通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定
- 日本国政府及びフランス共和国政府は、できる限りの自由と安定の基礎の上に両国間の貿易を発展させることを希望して、次の規定を協定した。
- 第一条
- いすれか一方の締約国が他の国を原産地とする产品又は他の国に仕向けられる产品に対して与えており又は与えることがあるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国を原産地とする同様の产品又は他方の締約国に仕向けられる同様の产品に対するものとする。
- 右は本院において承認することを議決した。
- よつて国会法第八十三条により送付する。
- 衆議院議長 清瀬 一郎
參議院議長 重宗雄三殿

- 輸出のための支払手段の国際的移転について課されるすべての種類の関税及び課徴金、それらの関税及び課徴金の徴収の方法並びに輸入又は輸出に関連するすべての規則及び手続に関し適用されるものとする。
- 第二条
- いすれか一方の締約国の領域を原産地とする产品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、内国税その他の内国課徴金より高額のいかなる種類の内国税その他の内国課徴金をも課してはならず、
- (b) 当該輸入产品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配及び使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関し、他の国を原産地とする同様の产品に与えられる待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。
- 第三条
- いすれの一方の締約国も、他方の締約国領域を原産地とする产品的に仕向けられる产品に対しても課せられることがある利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国に仕分けられる产品の輸出に對し、又は当該他方の締約国に仕分けられる产品の輸出に對し、なんらの禁止又は制限をも課してはならない。ただし、同様の禁

- 止又は制限が、いすれの第三国との領域に仕分けられる产品の輸出に對し、即時に、かつ、無条件に該产品的の輸入に對しても課され、又はいすれの第三国への同様の产品的の輸出に對しても課される場合は、この限りでない。
- (c) 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に掲げる地域に対する行政、立法及び同
- 前諸条の規定は、次の利益には適用されない。
- (a) 附属書1に定めるフランス関税地域と同附属書2に掲げるフランス共和国の海外領域との間で与えられており若しくは与えられることがある利益
- (b) 附属書1に定めるフランス関税地域と同附属書2に掲げるフランス共和国の海外領域との間で与えられており若しくは与えられることがある利益
- 用される。

法に関する同条後段に定める状態が存続する間ににおいて日本国が当該地域に与えており又は与えることがある利益

(d) 内国漁業の產品に与えており又は与えることがある利益

(e) 一方の締約国が隣接国との国境貿易を容易にするため与えており又は与えることがある利益

(f) 一方の締約国が構成国であり若しくは自由貿易地域の他の構成国に對し当該締約国が与えており若しくは与えることがある利益又は、関税同盟の形成若しくは自由貿易の設定を予定している協定の適用として、一方の締約国が他の諸国に与えており若しくは与えることがある利益

官 報 (号 外)

第五条 この協定のいかなる規定も、各締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はこれららの協定を修正し若しくは補足する取極に基づいて有し又は有することがある権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第六条

(1) いすれの一方の締約国も、他方の締約国がこの協定の実施に關して行なうことのある申入れを好意的に検討しなければならず、また、必要な場合には、協議に応じなければならぬ。

(2) この協定の実施については、いかなる場合にも、毎年協議が行なわなければならない。

(3) 欧州経済共同体を設立する条約上の義務で共通通商政策の漸進的な採用に関するものに基づいて必要なが生ずる場合には、この協定にすべての所要の修正を加えるためできる限りすみやかに交渉が開始されるものとする。

第七条

(1) この協定は、効力発生の日から六年間効力を有する。その後も、この協定は、いすれか一方の締約国により少なくとも三箇月前にする予告をもつて明示的に廃棄されるまで引き続き効力を有する。

(2) 各締約国は、この協定の効力發生のために自国の憲法上必要となる手続の完了を他方の締約国に通告するものとする。この協定は、この条に規定する通告で二番目に当たるものとのうち最もおそい日付の日に効力を生ずる。

この協定のいかなる規定も、各締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はこれららの協定を修正し若しくは補足する取極に基づいて有し又は有することがある権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

千九百六十三年五月十四日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
萩原徹
フランス共和国のために

モーリス・クーヴ・ド・ミュルヴァイル
モーリス・クーヴ・ド・ミュルヴァイル
フランス関税地域及びフランス共和国の海外領域は、次の地域とする。
1 フランス関税地域
及び沿岸の諸島
ガドループ、ギアナ、マルティニック及びレユニオン
モロッコ公國
2 フランス共和国の海外領域
コモロ諸島
フランス領ソマリ
ニュー・カレドニア及び属領
サン・ピエール及びミクロン
フランス領ボリネシア
南極地域
ウラリス及びフトゥナ諸島
島

日本国とフランス共和国との間の貿易關係に関する議定書
島

見されなかつた事態の發展の結果、同様の產品又は直接的競争產品の国内の生産者に重大な損害を与えた又は与えたおそれがある条件で自國の領域内に輸入されていること及びその損害を防止し又は救済するためなんらかの措置を必要とすることについて、合理的な証拠があると認めるときは、他方の締約国に対し、理由を附した書面によるそのような通告を行なわなければならぬ。締約国は、この通告が行なわれたときは、相互に満足する解決を見いだすため直ちに協議に入らなければならぬ。

(b) 相当な期間内に満足する合意に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締約国が執つた措置の効果と實質的に等しい効果を得るように、数量的輸入制限を課することができる。

(c) 輸入締約国がこの議定書に基づく措置を終了させたときは、輸出締約国は、(b)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遲滞なく、終了させなければならない。

(d) 2、3又は4の規定が適用される場合には、締約国は、執られた措置をできる限りすみやかに終了させるため、それぞれ独自に、及び相互に共同して、すべての努力をしなければならない。

(e) 2、3又は4の規定が適用されずするような急迫した事態においては、2に規定する措置は、1の通告を行なつた後に、又は1の協議が完了する前に、暫定的に執ることができる。ただし、締約国は、協議を繼續して、相互に満足する解決を見いだすよう努めるものとする。

(f) 輸出締約国は、2又は3の規定に基づいて輸入締約国の執つた措置がその利益を著しく阻害するほど多くの數の產品又は多くの量の貿易に影響を及ぼすと認めるときは、生じた事態について協議を行なうことを輸入締約国に書面により要請することができる。

(g) いすれか一方の締約国が、前記の制限を適用する締約国は、次のことを約束する。

(1) 他方の締約国の貿易に対する割当分を与えること。
(2) 前記の制限をできる限り早

約国に書面により要請することができる。

(h) いすれか一方の締約国が、前記の制限を適用する締約国は、次のことを約束する。

(1) 他方の締約国の貿易に対する割当分を与えること。
(2) 前記の制限をできる限り早

昭和三十八年七月六日 参議院会議録第三十三号

[参照] 七月六日議長において、左の通り議席を変更した。
一六〇 小林 駕一君

下村	田中	阿部	久保	須藤	鈴木	松本	松本	市藏君	杉山善太郎君	野上	千葉千代世君	永末	鈴木	鈴木	田上	永岡	田畑	佐多	中田	佐多	忠隆君	吉雄君	金光君	田畑	米田	田畑	田畑	田畑	佐野	小林	安田	山本伊三郎君	芳雄君	高山	野坂	岩間	定君	竹松君	等君	五郎君	元君	英一君	強君	壽君	松衛君	米治君	得治君	登君	黙君	三七君	宗司君	繁夫君	正雄君	忠隆君	吉雄君	黙君	成瀬	藤原	村尾	大和	千葉	赤松	天田	成瀬	藤原	向井	天田	森	加瀬	藤田	藤田	藤田	長年君	勝正君	幡治君	道子君	重雄君	与一君	信君	常子君	喜一君	正芳君	角榮君	誠之君	英一君	一君	大平	田中	西村	福田	大橋	宮澤	小沢久太郎君	武夫君	喜一君	雄藏君	平蔵君	金沢	松澤	政府委員	國務大臣	外務大臣	大藏大臣	厚生大臣	農林大臣	通商產業大臣	郵政大臣	労働大臣	國務大臣	政府委員	郵政省時金局長	建設政務次官
----	----	----	----	----	----	----	----	-----	--------	----	--------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	--------	-----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	--------	-----	-----	-----	-----	----	----	------	------	------	------	------	------	--------	------	------	------	------	---------	--------

明治三十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価 一部十五円
(ただし良質紙は二十円)
(配送料とも)

発行所

東京臨港区赤坂美町二番地
大蔵省印刷局

官報
課